発行：福津市　市民部　男女共同参画推進室
〒811-3293　福岡県福津市中央1丁目1番1号
電話：0940-43-8116　FAX：0940-43-3168
E-mail：danjo@city.fukutsu.lg.jp

平成29年3月

第２次　男女共同参画プラン・ふくつ

第2次
男女共同参画プラン・ふくつ

みんながつくる、
希望あふれるまち・ふくつ

平成29年3月

福 津 市

市 長 あ い さ つ

男女が、性別にかかわりなく、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21 世紀のわが国の社会を決定する最重要課題と国は位置づけています。

福岡県においては、平成 28 年度から「第 4 次男女共同参画計画」を策定し、目指す社会の姿として、①「男女がともに個性と能力を発揮できる豊かで活力ある社会」、②「性別にかかわらず、人権が尊重され、安心して暮らすことができる社会」、③「仕事と生活の両立を実現し、女性がいきいきと活躍する社会」と３つを掲げて取り組みを進めています。

福津市は、平成 16 年度に「福津市男女がともに歩むまちづくり基本条例」を制定し、「男女共同参画宣言都市」として、男女共同参画の実現に向けた取り組みを推進してきました。また、平成 19 年度には、平成 28 年度までの 10 年間の第１次「男女共同参画プラン・ふくつ」を策定し、様々な施策や事業を展開してまいりました。

平成28年度で第１次計画の10年間の実施計画が終了するにあたり、平成27年度に実施した「男女がともに歩むまちづくりに向けたアンケート調査」の結果をふまえ、第１次計画で掲げた取り組みの達成状況をチェックしていきながら、個別事業の追加や修正、整理などを行い、新しい10年間の計画を策定しました。

男女共同参画の推進には、行政はもちろんのこと、市民、事業者などすべての方が、家庭や地域、学校、職場などあらゆる場において、積極的に取り組み、共働していくことが求められます。

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災ならびに平成 28 年 4 月 16 日の熊本地震はたいへん痛ましく、筆舌に尽くしがたいものでした。今なお復興が続けられているその過程において私たちは、より迅速な復興のためには、性別役割分担にとらわれず、いかに個人ができることを発揮していくかが重要であるという教訓を得ました。

本計画のもと、福津市の「男女がともに歩むまちづくり」が、さらに上のステージへ到達できるよう、みなさまとともに歩んでいきたいと思います。

最後に、本計画の策定にあたって、貴重なご意見をいただきました福津市男女共同参画審議会委員の皆さま、「男女がともに歩むまちづくりに向けたアンケート調査」にご回答いただきました皆さまはもとより、ご協力いただきましたすべての方々に、心からお礼を申し上げます。

平成２９年３月

福津市長　**原﨑　智仁**

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の背景 ･･････ 2
（１）世界の取り組み ･･････ 2
（２）日本の取り組み ･･････ 2
２　福津市の取り組みの概要 ･･････ 3

第２章　基本計画

１　計画の趣旨と性格 ･･････ 6
２　計画の期間 ･･････ 6
３　目指すべき将来像と重点目標 ･･････ 7
（１）将来像 ･･････ 7
（２）重点目標 ･･････ 8
４　特に取り組むべき課題 ･･････ 11
５　計画の推進 ･･････ 12
６　基本計画の体系 ･･････ 13

第３章　実施計画

重点目標Ⅰ　誰もが生き方を尊重されるまちづくり ･･････ 16
基本施策１　“男女がともに歩むまちづくり”に向けた啓発の推進 ･･････ 16
基本施策２　就学前・学校教育における男女共同参画の意識づくり ･･････ 19
重点課題Ⅱ　みんなが支えあう地域づくり ･･････ 22
基本施策１　市民共働による地域づくりの促進 ･･････ 22
基本施策２　男女共同参画の視点に立った地域防災の促進 ･･････ 25
基本施策３　国際理解・交流の促進 ･･････ 27
重点課題Ⅲ　仕事と家庭・地域生活が両立できる環境づくり ･･････ 29
基本施策１　男女共同参画の視点に立った家庭生活支援の促進 ･･････ 29
基本施策２　働きやすい環境づくりの促進 ･･････ 32
重点課題Ⅳ　生涯にわたり男女が健康に暮らせる環境づくり ･･････ 35
基本施策１　生涯を通じた健康づくりの推進 ･･････ 35
基本施策２　あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくりの推進 ･･････ 38
重点課題Ⅴ　あらゆる場面で男女がともに参画できる環境づくり ･･････ 41
基本施策１　政策・方針決定の場での男女共同参画の推進 ･･････ 41
基本施策２　男女共同参画を推進する人材の育成 ･･････ 43
計画の推進 ･･････ 45
基本施策１　模範となり率先して行う市の取り組み ･･････ 45
基本施策２　推進体制の確立 ･･････ 47

関連資料

男女共同参画審議会の主な経緯 …… 50
男女共同参画審議会委員 …… 51
「第２次男女共同参画プラン・ふくつ」策定に向けた市民ワークショップ …… 54
男女共同参画に関する国内外の動き …… 57
福津市男女がともに歩むまちづくり基本条例 …… 59
男女共同参画基本法 …… 61
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 …… 64
キーワード …… 68

第 1 章
計画策定にあたって

１　計画策定の背景

２　福津市の取り組みの概要

１　計画策定の背景

（１）世界の取り組み

昭和 50 年、国際連合は国際婦人年世界会議（第１回世界女性会議）を開催し、この年からの 10 年間を「国連婦人の十年 － 平等・発展・平和」と定めました。また、この会議では女性の地位向上のため各国が取り組むことも確認されました。昭和 54 年に国連総会で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」は、あらゆる分野で女性に対する差別を撤廃するための多様な措置を取ることを締約国に義務付けました。女性に対する差別とは、法的差別だけでなく慣習・慣行上の差別も含み、これらの差別を廃止するために、固定的性別役割分担意識を払拭する必要性を訴えています。

平成７年に北京で開催された「第４回世界女性会議」では、「北京宣言」及び「行動綱領」が採択され、女性のエンパワーメント（本来持っている能力を引き出すこと）のための行動指針が示されました。さらに、平成 12 年の国連特別総会「女性 2000 年会議」において、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」が採択され、国際協調のもと、更なる女性のエンパワーメントの実現とその環境づくりを推進していくことが確認されました。平成 23 年にはジェンダー平等とエンパワーメントに向けた活動を先導し、支援する役割を果たす機関として、それまでのジェンダー関係の国連 4 機関を統合した「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（ＵＮ　Ｗｏｍｅｎ）」が発足しました。我が国は初代執行理事国となっています。

平成 27 年は北京会議から 20 周年を迎え、国連では第 59 回国連の婦人の地位委員会を「北京＋20」記念会合とし、「北京宣言」「行動綱領」「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況と評価を主要テーマに開催しました。

（２）日本の取り組み

我が国は、昭和 60 年に「女子差別撤廃条約」を批准し、これに伴い男女平等を進めるための関連法令や制度の整備が必要となり国籍法を改正し、昭和 61 年には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」が施行されました。平成 11 年に、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、翌年には「男女共同参画基本計画」を策定するなど、男女共同参画の実現に向けた取り組みの拡充を図ってきました。

平成 13 年には配偶者からの暴力防止に向け、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、平成 25 年には、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」と合わせて法改正され、恋人間の暴力にも対応できるようになりました。

平成 17 年に次世代育成支援対策推進法が施行、平成 19 年にはワーク・ライフ・バランス憲章及び行動指針が策定されるなど、子育て支援や仕事と生活の調和推進への取り組みも進められています。

平成 27 年には、第３回国連防災世界会議が仙台で開催され、東日本大震災の教訓を踏まえ「仙台防災枠組 2015-2030」に、災害リスク削減にあたっては女性のリーダーシップが促進されるべきであることが盛り込まれました。

また、平成 27 年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、一定規模以上の企業に対し、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが義務づけられ

ました。同年に策定された「第 4 次男女共同参画基本計画」では、男性中心型労働慣行等の変革やあらゆる分野における女性の参画拡大などが打ち出されています。男女共同参画社会の実現に向けての施策がより一層、推し進められようとしているところです。

2　福津市の取り組みの概要

国内外の取り組みを踏まえ、福津市でも平成 17 年に「福津市男女がともに歩むまちづくり基本条例」の制定、「男女共同参画都市宣言」を行いました。平成 19 年には「男女共同参画プラン・ふくつ」を策定して、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを計画的に全庁体制で推進してきました。

条例では、福津市における男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めています。これに基づき、周知・啓発活動、学習機会の提供をはじめ、「男女がともに歩むまちづくり推進モデル」の推奨、「男女がともに歩む一行詩」の優秀作品表彰、「ふくつ女性ホットライン」など相談窓口の設置、施策の実施状況を明らかにする年次報告書の作成および市議会への報告など、男女共同参画を推進するための様々な事業に取り組んできました。

また、男女共同参画を推進するための庁内組織である「男女共同参画推進本部」「男女共同参画推進委員会」をはじめ、幼稚園・保育所の職員で構成している「男女共同参画指導員会」、小・中学校の教職員で構成している「男女平等教育推進委員会」、地域における推進組織として「男女共同参画地域推進員」の設置など、市全体で男女共同参画を推進していくための体制を作ることもできました。

その結果、平成 27 年に実施した男女がともに歩むまちづくりに向けたアンケート調査では、前回調査よりも、性別による固定的な役割分担意識に同感しないとの考えが増えていました。男女共同参画についての理解が少しずつ進んでいるのではないかと考えられます。しかし、その一方で、貧困、ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）、防災、女性の活躍、性的マイノリティ（性的少数者）など、男女共同参画に関わる課題は広がり続けており、今後さらに男女共同参画の浸透に向けた取り組みを進めていく必要があります。

■「男は仕事、女は家庭」という考え方について

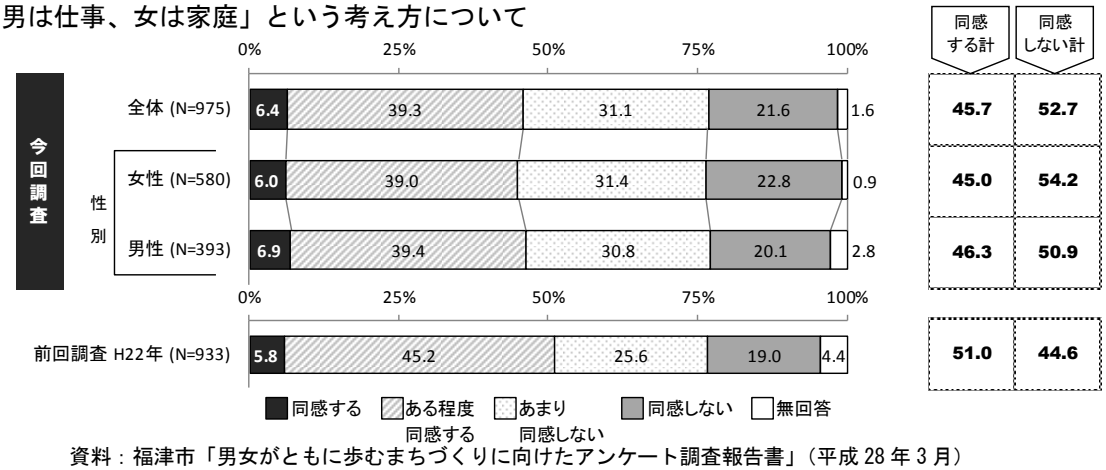

資料：福津市「男女がともに歩むまちづくりに向けたアンケート調査報告書」（平成 28 年 3 月）

男女共同参画都市宣言

あなたもわたしも
ともにのびやかに生きよう
一人ひとりを認め支えあい
自分らしく心豊かに

喜びも責任も分かちあおう
性別や年令にとらわれず
すべての人を尊重し

参画しよう
家庭で、学校で、
職場で、地域で、

男女がともに歩むまちをめざして

わたしたちは
ここに
「男女共同参画都市」を宣言します

平成 15 年 9 月 20 日宣言

第２章
基　本　計　画

１　計画の趣旨と性格

２　計画の期間

３　目指すべき将来像と重点目標

４　特に取り組むべき課題

５　計画の推進

６　計画の体系

１　計画の趣旨と性格

この計画は「男女共同参画社会基本法」第 14 条第３項に基づく市町村男女共同参画計画です。また、「福津市男女がともに歩むまちづくり基本条例」第８条に規定する基本計画として策定しています。「男女共同参画都市」として、性別はもとより、年齢や障がいの有無にとらわれることなく、お互いが尊重され、支え合うことができるように、男女共同参画の視点をもった施策を総合的かつ計画的、効率的に実施し、男女がともに歩むまちづくりを進めるために策定しました。

また、本計画の「重点目標Ⅳ　生涯にわたり男女が健康に暮らせる環境づくり」の基本施策２を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画として位置づけます。そして、「重点目標Ⅴ　仕事と家庭・地域生活が両立できる環境づくり」を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画として位置づけます。

本計画は、「福津市総合計画」との整合性を図っており、男女共同参画施策を総合的かつ計画的、効率的に推進するために、他の分野別計画とも連携し、福津市の施策を男女共同参画の視点で横断的にとらえています。

２　計画の期間

この計画の期間は、平成 29 年度から平成 38 年度の 10 年間とします。

また、実施計画は、平成 29 年度から平成 33 年度までの５年間を前期計画期間とし、平成 33 年度に見直しを行ったうえで、平成 34 年度から平成 38 年度までの５年間を後期計画とします。

社会情勢の変化や計画の進捗状況などにより見直しの必要が生じたとき、または、福津市男女共同参画審議会から見直しの提言があった時は、適宜見直しを行います。

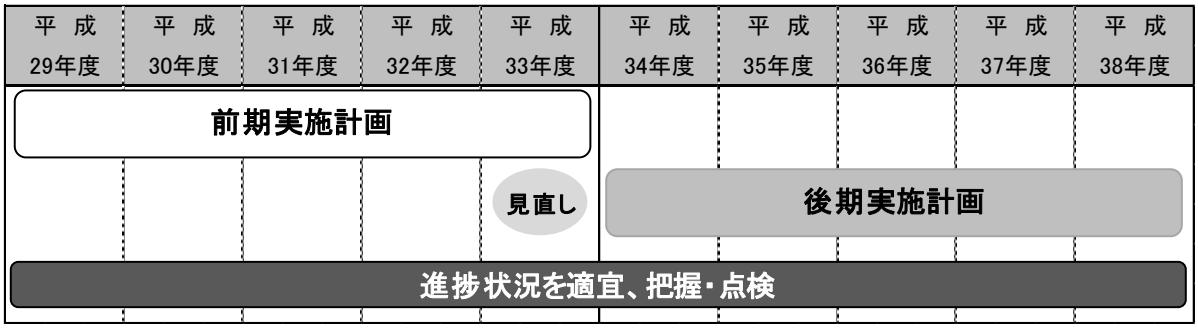

３　目指すべき将来像と重点目標

（１）将来像

人はみな平等であり、お互いを認め合い、尊重し合うことが大切です。性別や年齢、障がいの有無などにより、差別的な取扱いや暴力を受けたり、個人の尊厳が脅かされたりするような社会であってはなりません。個人の尊重、法の下の平等は日本国憲法でもうたわれており、これまでも男女平等の実現に向けた様々な取り組みが、着実に進められてきました。しかし、現状では男女間の不平等を感じている人はまだまだ多く、なお一層の努力が必要とされています。また、急速に進む少子高齢化や社会情勢の変化に対応していくためにも、地域でのこれまでの制度や慣行にとらわれることなく、一人ひとりの個性が尊重され、みんなが支え合うことができるまちづくりが求められています。

福津市では平成 17 年１月に「福津市男女がともに歩むまちづくり基本条例」を施行しました。条例の前文では、社会の現状を踏まえ、福津市が“男女がともに自由に自らの生き方を選択でき、その選んだ価値を実現できるよう真摯に取り組む豊かな成熟した社会”の実現を目指していくことを明らかにしています。

この計画では、「福津市男女がともに歩むまちづくり基本条例」の７つの基本理念を踏まえ、福津市における男女共同参画の目指すべき将来像を

みんながつくる、希望あふれるまち・ふくつ

と定めます。

～「男女がともに歩むまちづくり基本条例」の基本理念～

基本理念１　男女とも、お互いの個性と人権を尊重するまちに

男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的な取り扱いを受けないこと、男女がともに個性が尊重され能力を発揮する機会が確保されるなど、男女の人権が尊重されるようにしましょう。

基本理念２　社会の制度や慣行に縛られない、流されない

社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできるだけ中立なものとするように心がけましょう。

基本理念３　女性も男性も政策や事業活動の方針決定に参画するチャンスを

市は、政策や方針の決定過程に、事業者等は、事業・活動の方針決定過程に、男女が社会の対等な構成員としてともに参画する機会を確保するように努めます。

基本理念４　男女とも家族的責任を持って、充実した生活を

男女が、ともに育児や介護などの家族的責任を持てるよう、相互の協力と社会の支援を受けながら、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場における活動に、対等に参画できるようにしましょう。

基本理念５　生まれもった性の違いを知り、お互い、生涯を通じた身体への心づかいを

お互いの性が対等な関係の下にあることを理解し、健康に配慮するとともに、生涯にわたる性と生殖に関して、自らが決定する権利を十分に尊重しあいましょう。

基本理念６　暴力や虐待、セクハラのないパートナーシップを

家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場から暴力や虐待、他の者を不快にさせる性的な言動を根絶しなければなりません。

基本理念７　世界へ広く目を向けて、平等な社会へ

男女がともに歩むまちづくりは、国際社会における取り組みと密接な関係を有していることを考慮しながらすすめましょう。

（２）重点目標

この計画で定めた将来像の実現に向け、次の５つの重点目標を掲げ、行政と市民とのパートナーシップの確立を目指して取り組みを進めていきます。

５つの重点目標

Ⅰ　誰もが生き方を尊重されるまちづくり
Ⅱ　みんなが支えあう地域づくり
Ⅲ　仕事と家庭・地域生活が両立できる環境づくり
Ⅳ　生涯にわたり男女が健康に暮らせる環境づくり
Ⅴ　あらゆる場面で男女がともに参画できる環境づくり

Ⅰ　誰もが生き方を尊重されるまちづくり

個性や能力に応じて生き方を自分で決めることができ、個人同士が尊重し合える関係であることが、男女共同参画社会の実現には何より大切です。

国の第４次基本計画では、基本法施行から 16 年を経てもなお「人々の意識の中に形成された役割分担意識、性差に対する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等感の形成などが大きな課題」であることが指摘されています。

市においても、性別に関わりなく誰もがともに歩むまちづくりのために、固定的性別役割分担意識を是正し、男女共同参画の意識の形成に向けて、あらゆる機会を通した啓発活動が必要です。

市民があらゆる分野で個性と能力を発揮できるよう、年齢や生活の状況に合わせたきめ細やかな啓発を進めます。また、幼少時からの家庭教育や学校での教育が人格形成に与える影響は大きく、性別に関わらず個性を尊重する環境となるよう教育の場をよりいっそう整備していきます。

条例の基本理念	１　男女とも、お互いの個性と人権を尊重するまちに ２　社会の制度や慣行に縛られない、流されない

Ⅱ　みんなが支えあう地域づくり

近年、度重なる自然災害から、多様な住民がそれぞれ主体的にコミュニティに関わること、そして、行政とＮＰＯ・ボランティア団体や地域団体などが有機的に連携することが、文字どおり災害時の命綱になるという教訓を得ました。また、国が平成 25 年５月に作成した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」では、地域の防災力向上を図り、力強く復興を進めていくための基本的な観点として、①意思決定の場への女性の参画割合

が低く、応急、復旧・復興の場面で女性の意見が反映されにくい、②多様な人々のニーズに配慮した物資や支援が提供されにくい、③平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、災害後に増大した家事、子育て、介護等の家族的責任が女性に集中しやすいなど、災害時には、平常時における社会の課題がより一層顕著になって現れるため、平常時からの男女共同参画社会の実現が、防災・復興を円滑に進めていくための基盤となると指摘しています。

男女共同参画の視点で地域の慣行や慣習を見直して、性別や年齢、国籍、障がいの有無に関わらず、住民が主体的にまちづくりに参画できるよう支援を進めます。また、防災、減災のために地域住民同士で支え合う体制づくりを充実させます。あわせて、男女共同参画に関する国際的な規範や基準の理解を深めて、広い視野での地域づくりを進めます。

条例の基本理念	２　社会の制度や慣行に縛られない、流されない ３　女性も男性も政策や事業活動の方針決定に参画するチャンスを ４　男女とも家族的責任を持って、充実した生活を ７　世界へ広く目を向けて、平等な社会へ

Ⅲ　仕事と家庭・地域生活が両立できる環境づくり

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の基本原則及び基本方針には、女性が多くの家族的責任を担っている状況のもと労働の場では男性を中心とした雇用慣行が維持され、その結果、職業生活に男女間の格差が生じていること、また、男性も家族的責任を担えるように、男性の働き方を見直す意識改革、労働環境の整備、保育の充実などの社会環境の整備が必要であることがあげられています。このような状況が今後も続けば、地域社会や経済の活性化を妨げる要因となることが考えられます。

条例の基本理念においても、男女がともに家族的責任をもちつつ、相互の協力と社会の支援を受けながら、あらゆる場の活動において対等に参画できる社会の実現を目指しています。

男性が職業生活のみならず家庭生活や地域活動、社会活動に参画できるようワーク・ライフ・バランスの取り組みを進めます。全ての保護者が安心して子育てに関われるよう家族の形態や子どもの状況に応じた支援をよりいっそう充実していきます。また、事業者に対しても、男女共同参画の視点で男女がともに働きやすい労働環境となるよう情報提供や啓発を推進していきます。

条例の基本理念	１　男女とも、お互いの個性と人権を尊重するまちに ２　社会の制度や慣行に縛られない、流されない ３　女性も男性も政策や事業活動の方針決定に参画するチャンスを ４　男女とも家族的責任を持って、充実した生活を

Ⅳ　生涯にわたり男女が健康に暮らせる環境づくり

性別に関わらず、生涯を通じて心身ともに健康であることは、男女共同参画社会の基盤となります。心身の障がいの有無に関わらず、いきいきと生活できる環境の整備も重要です。また、男女の互いの身体的違いや性の多様なあり方を十分に理解し合い、相手に対しての尊重と思いやりを持つことは性に関する人権を保障するものです。配偶者間の暴力であるドメスティック・バイオレンスは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その予防と被害からの回復のための取り組みを推進し、暴力の根絶を図ることは男女共同参画社会を形成していくうえで欠かせません。

女性の健康や自己決定権が尊重されるよう、また、一人ひとりが自身の健康への関心を高めるよう、意識啓発や支援を進めていきます。高齢者や障がい者など社会的に不利な立場に置かれやすい人たちに対しては、誇りと希望を持って自立した生活を送ることができるよう、適切な支援を進めていきます。また、ドメスティック・バイオレンスの根絶に向けて、暴力防止の啓発を進めるとともに相談支援体制を被害者の立場にたって充実させていきます。

条例の基本理念	１　男女とも、お互いの個性と人権を尊重するまちに
	５　生まれもった性の違いを知り、お互い、生涯を通じた身体への心づかいを
	６　暴力や虐待、セクハラのないパートナーシップを
	７　世界へ広く目を向けて、平等な社会へ

Ⅴ　あらゆる場面で男女がともに参画できる環境づくり

災害時に様々な意思決定過程に女性が参画できなかったために、男女のニーズの違いが配慮されずに不適切な支援となったり、子どもや高齢者、障がい者の声が決定の場に届かなかったり、性暴力が発生するなど重大な問題が生じました。あらゆる場面に男女がともに決定の場に参画する必要性が改めて確認されることとなりました。

これまで以上に、女性が政策・方針決定に関わる体制づくりを進めていかなければなりません。また、方針決定する場に女性が参画する重要性を女性が十分に理解し、リーダーとしての意識を向上していくことも必要です。

市の施策の実効性を高めるよう、審議会等委員の女性の比率を上げるための取り組みをすすめます。女性にとって、政治を身近に感じ、参画意欲を高めるための啓発を進めます。地域団体や市民団体の役員への登用に向けて女性リーダーを養成するとともに、すでに活躍している女性リーダーとの交流を図ります。

条例の基本理念	２　社会の制度や慣行に縛られない、流されない
	３　女性も男性も政策や事業活動の方針決定に参画するチャンスを
	４　男女とも家族的責任を持って、充実した生活を

４　特に取り組むべき課題

この計画では、５つの重点目標をもとに、施策を推進していきますが、その中でも以下の取り組みについては、市において緊急性、重要性の高い課題として位置づけ、前期実施計画（平成 29 年度から平成 33 年度まで）において積極的に実施します。

●広報・啓発活動の工夫

福津市では、これまで様々な広報・啓発活動に取り組んできましたが、「福津市男女がともに歩むまちづくり基本条例」の認知度の推移をみると、平成 17 年調査 24.5%、平成 22 年調査 20.8%、平成 27 年調査で 23.0%と 20%前半と伸び悩んでいる状況がうかがえます。市民が男女共同参画をより身近に感じられるように日ごろの福津市の取り組みをわかりやすく伝えていく工夫に取り組みます。

	項　目	現状値	目標値
目標値	「男女共同参画宣言都市ふくつ」の認知度	２６．４％ （平成27年度）	３０％以上 （平成32年度）
	「福津市男女がともに歩むまちづくり基本条例」の認知度	２３．０％ （平成27年度）	３０％以上 （平成32年度）

●地域における男女共同参画の浸透

福津市は平成 27 年 10 月末で人口が 6 万人を超え、現在も人口は増加し続けています。その一方で、高齢化率（65 歳以上人口の割合）は平成 28 年 4 月末で 27.7%となっており、地域によっては 50%を超えています。福津市で暮らす人々が一体感を持ち、ともに支え合うまちづくりを進めるためには、郷づくり協議会や自治会との連携が不可欠です。男女共同参画地域推進員との共働をさらに進め、地域における男女共同参画の取り組みを促進します。

	項　目	現状値	目標値
目標値	市の自治会長における女性自治会長の割合	１％ （平成28年度）	１０％以上 （平成33年度）

●誰もが自身の望む働き方ができる環境づくり

ワーク・ライフ・バランスの実現は、福津市のみならず、我が国の最重要課題の一つです。平成 27 年調査をみると、理想の生活と実際の生活には「仕事」の優先度を中心に大きなかい離がみられます。事業者などへワーク・ライフ・バランスの重要性についての理解を促し、市民のみんなが、仕事と家庭、地域などのバランスのとれた働き方ができるよう啓発を進めます。

	項　目	現状値	目標値
目標値	入札参加資格審査申請を行った市内事業所のうち育児・介護休業制度を整備している割合	２１．７％ （平成28年度）	３０％ （平成32年度）
	市の男性職員の育休取得率	４．７％ （平成28年度）	２５％ （平成33年度）

５　計画の推進

男女がともに歩むまちづくりには、まず市役所が、全庁一体となった取り組みを進める事が何より重要です。条例第４条に市の責務として「市は、基本理念にのっとり、計画促進施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない」と定められています。

行政と市民との共働によるまちづくりの推進に向けて、男女共同参画審議会や男女共同参画推進本部など推進体制を充実させ、計画の着実な進捗管理を図るとともに積極的に情報を公開します。

また、すべての職員が男女共同参画の視点をもって仕事に取り組むことが不可欠であるという認識のもと、市役所が地域のモデルとなるという自覚を持って取り組みを率先して行い、男女共同参画意識の確立をさらに進めます。

■　福津市の男女共同参画に関する推進体制　■

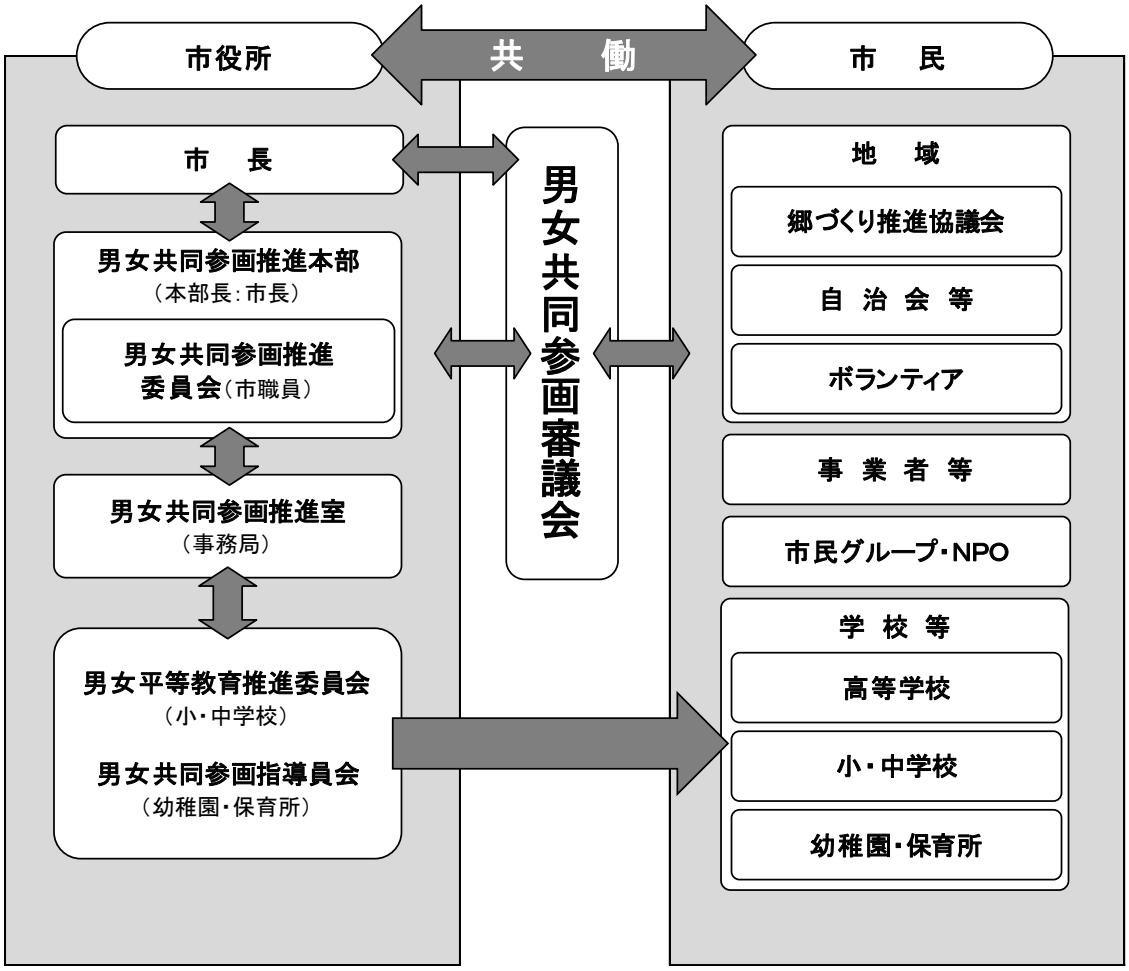

６　基本計画の体系

将来像	重点目標	基本施策	施策の方向
みんながつくる、希望あふれるまち・ふくつ	Ⅰ 誰もが生き方を尊重されるまちづくり	1 “男女がともに歩むまちづくり”に向けた啓発の推進	（1） 一人ひとりの個性を理解し尊重する意識の確立 （2） 家庭・地域における男女共同参画の意識づくり
		2 就学前・学校教育における男女共同参画の意識づくり	（1） 児童・生徒への男女共同参画教育の推進 （2） 教育・保育関係者への意識啓発の充実
	Ⅱ みんなが支えあう地域づくり	1 市民共働による地域づくりの促進	（1） 男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直し （2） 地域活動・交流の促進
		2 男女共同参画の視点に立った地域防災の促進	（1） 地域での防災体制の充実
		3 国際理解・交流の促進	（1） 国際的視野をもった人材の育成 （2） 国際交流活動の支援
	Ⅲ 仕事と家庭・地域生活が両立できる環境づくり	1 男女共同参画の視点に立った家庭生活支援の促進	（1） ワーク・ライフ・バランスの促進 （2） 多様な家庭生活に対応した子育て支援
		2 働きやすい環境づくりの促進	（1） 女性が活躍できる環境整備の促進 （2） 自営業における男女共同参画の促進 （3） 労働条件や労働環境の整備促進
	Ⅳ 生涯にわたり男女が健康に暮らせる環境づくり	1 生涯を通じた健康づくりの推進	（1） 心身の健康づくり支援の充実 （2） 配慮を必要とする人への支援の促進 （3） リプロダクティブヘルス・ライツの理解促進
		2 あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくりの推進	（1） 暴力防止に向けた啓発の促進 （2） 暴力防止に向けた支援体制の充実 （3） 相談体制の充実
	Ⅴ あらゆる場面で男女がともに参画できる環境づくり	1 政策・方針決定の場での男女共同参画の推進	（1） 審議会等への女性参画の促進 （2） 政治への女性参画の促進
		2 男女共同参画を推進する人材の育成	（1） 女性リーダー育成の促進 （2） 男女共同参画の視点に立った人材育成セミナー講座等の実施
	計画の推進	1 模範となり率先して行う市の取り組み	（1） 市職員の男女共同参画意識の確立
		2 推進体制の確立	（1） 庁内推進体制の確立 （2） プランの進捗管理と情報の公開

第３章
実　施　計　画

Ⅰ　誰もが生き方を尊重されるまちづくり

Ⅱ　みんなが支えあう地域づくり

Ⅲ　仕事と家庭・地域生活が両立できる環境づくり

Ⅳ　生涯にわたり男女が健康に暮らせる環境づくり

Ⅴ　あらゆる場面で男女がともに参画できる環境づくり

計画の推進

重点目標Ⅰ　誰もが生き方を尊重されるまちづくり

基本施策１　“男女がともに歩むまちづくり”に向けた啓発の推進

【現状と課題】

男女平等意識の形成に向けては、「男だから」「女だから」という性別で特性を決めつけることなく、一人ひとりの個性を互いに理解し尊重する意識を醸成していくことが重要となります。そのためには、社会教育の場、家庭、地域などの多様な機会を通して、男女平等に関する啓発活動を進めなければなりません。

市では、「福津市男女がともに歩むまちづくり基本条例」について冊子やチラシを作成して市民の認知を高めてきました。また、「男女共同参画宣言都市・ふくつ」として関係各課と連携したイベントを実施したり、市の広報紙やホームページを活用して男女共同参画に関する情報提供や啓発を進めたりしてきました。さらに、郷づくり推進協議会に「男女共同参画地域推進員」を配置するなど、地域での男女平等意識を高めるよう取り組んできました。

市民意識調査では、男女共同参画に関わることがらについて、前回調査（平成 22 年）からほとんどの項目で認知度が高くなっており、取り組みの成果はみえますが、法律の多くが５割を超えているのに対し、「福津市男女がともに歩むまちづくり基本条例」「男女共同参画宣言都市・ふくつ」は２割台にとどまっていました。また、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担に同感しない人は５割を超えていたものの、実際の家庭内での役割分担については、「家計を支える（生活費を得る）」は夫中心の人が約８割、「炊事、掃除、洗濯などの家事」は妻中心の人が約９割、「育児、子どものしつけ」が妻中心の人は約６割となっていました。意識と比べると実態は性別で役割が偏って分担されていることがわかります。

今後とも、「福津市男女がともに歩むまちづくり基本条例」等の認知を広めるとともに、男女共同参画を家庭や地域においても進めるための啓発がよりいっそう求められます。

【施策の方向】

（１）一人ひとりの個性を理解し尊重する意識の確立

番号	事業名	事業の概要	担　当	実施年度				
				29	30	31	32	33
1	男女がともに歩むまちづくり基本条例に基づく啓発冊子等の活用	「男女がともに歩むまちづくり基本条例」の啓発冊子を、出前講座などあらゆる機会で啓発資料として有効に活用します。また、チラシ等の簡単な啓発資料を適宜作成し、各種団体に配布することで条例の周知徹底を図ります。	男女共同参画推進室	○	○	○	○	○
2	男女共同参画宣言都市関連事業の充実	市が5年に1度主催する男女共同参画宣言都市記念事業をはじめ、毎年9月の男女共同参画推進月間に講演会等を開催します。また、他部署と連携のもと「男女がともに歩む一行詩」の表彰や「男女がともに歩むまちづくり推進モデル」の推奨を実施し、「男女共同参画宣言都市・ふくつ」の市民への周知を促進します。	男女共同参画推進室	○	○	○	○	○

番号	事業名	事業の概要	担　当	実施年度				
				29	30	31	32	33
3	男女共同参画資料・図書の充実	男女共同参画に関する資料や図書の充実を図り、市民への情報提供を行います。また、市立図書館では、市の男女共同参画推進月間（9月）に特設コーナーを設けます。	男女共同参画推進室 郷育推進課	○	○	○	○	○
4	広報やホームページによる啓発の充実	男女共同参画に関する事業や情報を広報やホームページに掲載し、誰もが理解しやすく、関心をもってもらえるよう工夫します。	男女共同参画推進室	○	○	○	○	○

（2）家庭・地域における男女共同参画の意識づくり

番号	事業名	事業の概要	担　当	実施年度				
				29	30	31	32	33
5	家庭への意識啓発の充実	家庭での教育や育児をテーマに、児童とその家族を対象に実施する講座を充実させ、男女共同参画の意識啓発促進を図ります。	郷育推進課	○	○	○	○	○
6	妊婦やその家族を対象とした講座の実施	妊婦やその家族を対象に妊娠中の健康、新生児の育児についての講座を開催し、交流や仲間づくりを支援します。また働く妊婦や父親の参加を促進するための講座を行います。	いきいき健康課	○	○	○	○	○
7	地域への意識啓発の充実	男女がともに歩むまちづくりをテーマに親しみやすい講座等を開設し、地域や市民グループ・団体に受講を呼びかけます。また、「男女共同参画地域推進員」を通じ、各郷づくり推進協議会に講座の開催を働きかけます。	男女共同参画推進室 郷づくり支援課 郷育推進課	○	○	○	○	○

【参考資料】

■「男は仕事、女は家庭」という考え方について

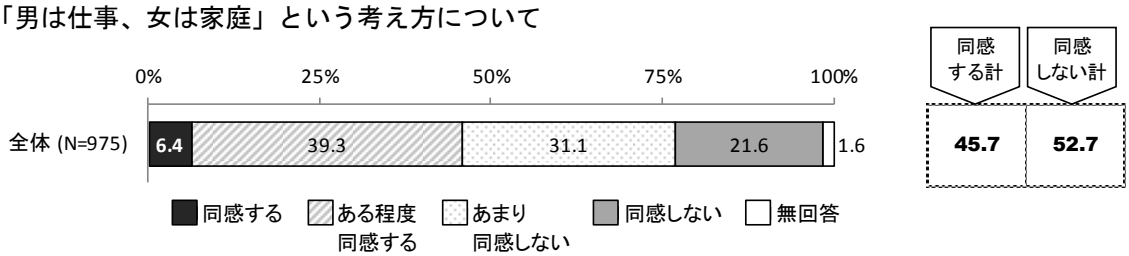

資料：福津市「男女がともに歩むまちづくりに向けたアンケート調査報告書」（平成 28 年 3 月）

■家庭内の役割分担の状況

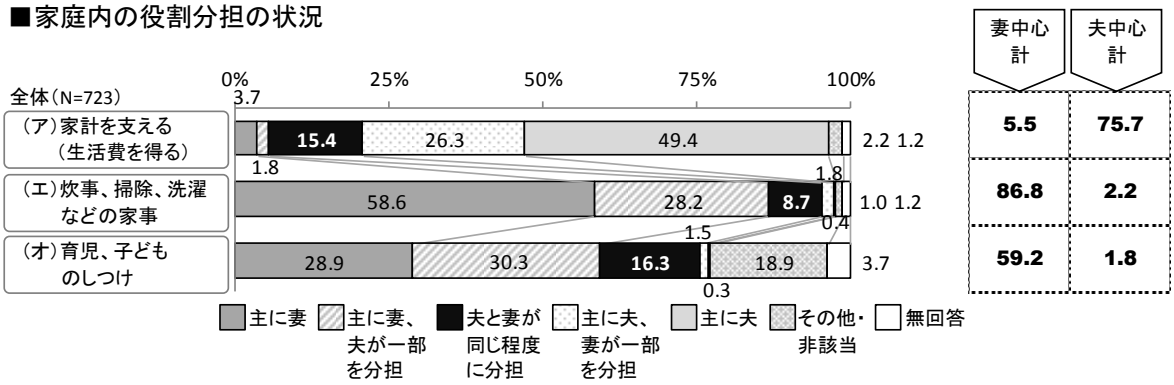

資料：福津市「男女がともに歩むまちづくりに向けたアンケート調査報告書」（平成 28 年 3 月）

【参考資料】

■男女共同参画に関わることがらの認知度

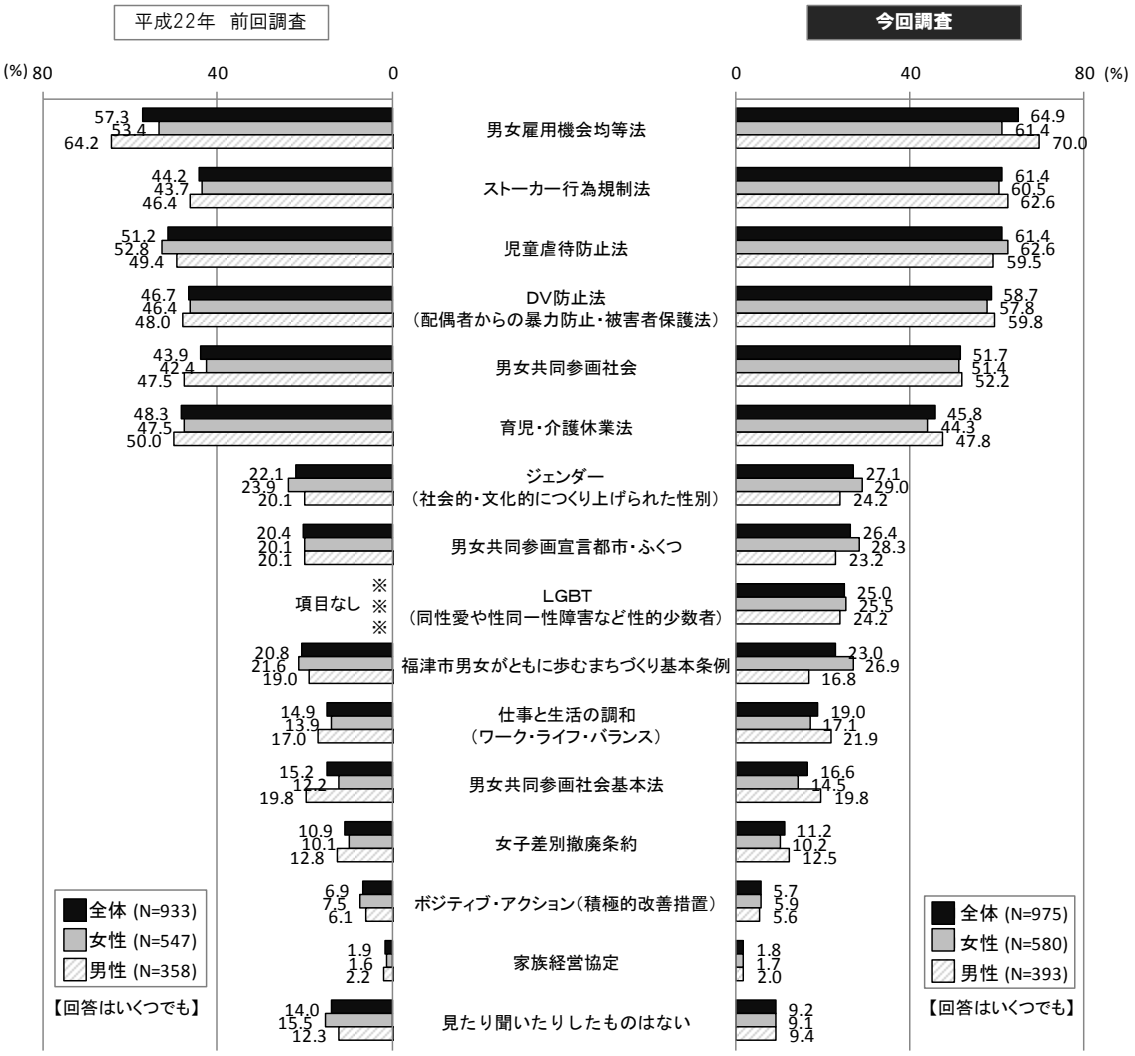

資料：福津市「男女がともに歩むまちづくりに向けたアンケート調査報告書」（平成 28 年 3 月）

基本施策２ 就学前・学校教育における男女共同参画の意識づくり

【現状と課題】

子どもが一人ひとりの個性と能力をのばし、主体的に進路を選択する能力を身につけるためには、男女共同参画の視点を踏まえた就学前教育や学校教育を進めることが必要です。

市では教育の場での男女共同参画を推進するために、各学校に男女平等教育推進委員を、保育所に男女共同参画指導員を配置しています。学校の男女平等教育の推進状況は、毎年調査して、その取り組みや結果を把握しています。

市民意識調査では、「学校教育の場」における男女の地位について「平等である」とした人は５割を超えていましたが、全国調査と比べると、13ポイント低くなっており、全国平均よりも学校教育の場における平等感は低いといえます。また、学校教育で男女共同参画を進めるために特に力を入れるべき取り組みとしては、「働くことや経済的自立についての大切さを教える」を約６割の人があげていました。景気の先行き不透明感等から企業の非正規雇用が増加しており、これに伴い若者の雇用・労働環境も厳しくなっています。一方で、育児・介護休業法や男女雇用機会均等法などは改正を重ねており、労働者の法的権利についての理解を深めることは教育の場でも重要となっています。

また、学校教育の場に求める取り組みとして、文部科学省は性同一性障害や同性愛など性的マイノリティの児童や生徒への配慮を求める通知を平成27年に出しています。市民意識調査では、「ＬＧＢＴ（性的少数者）など多様な性のあり方について知る機会を提供する」は１割台にとどまっていますが、このような新たな課題も踏まえ、学校での男女平等教育の推進や教員等教育関係者を対象とした研修や情報提供の重要性は高まっています。

【施策の方向】

（１）児童・生徒への男女共同参画教育の推進

番号	事業名	事業の概要	担　当	実施年度				
				29	30	31	32	33
8	小・中学校における男女平等教育の推進	市内小・中学校の教職員で構成している「男女平等教育推進委員」を中心に、個人の尊厳及び人権尊重の理念に基づく男女平等教育を総合的に推進します。	男女共同参画推進室 学校教育課	○	○	○	○	○
9	男女共同参画の視点に基づく保育・幼児教育の推進	各保育所、幼稚園の職員で構成している「男女共同参画指導員」を中心に、男女平等と人権尊重の保育・教育を進めます。また、保護者や地域への理解を図ります。	男女共同参画推進室 こども課 学校教育課	○	○	○	○	○
10	学校教育における男女共同参画関連事業の実施	「男女がともに歩む一行詩」の取り組みや、デートDVなどについて生徒を対象に講座等を実施するなど、男女平等教育を推進します。	男女共同参画推進室	○	○	○	○	○

（2）教育・保育関係者への意識啓発の充実

番号	事業名	事業の概要	担　当	実施年度				
				29	30	31	32	33
11	教育・保育関係者への意識啓発	「男女平等教育推進委員」や「男女共同参画指導員」を通じ、教育・保育関係者の研修の機会として、男女共同参画に関する学習機会の情報提供を行い参加を促進します。また、県などが実施する人権教育研修等を通じた意識啓発を図ります。	男女共同参画推進室 こども課 学校教育課	○	○	○	○	○
12	男女平等教育推進状況の把握	道徳をはじめとする各教科、総合的な学習の時間、特別活動、生徒指導、混合名簿の使用状況等、男女平等に基づいた教育施策の実施状況について毎年調査します。	男女共同参画推進室 学校教育課	○	○	○	○	○
13	男女共同参画に関する学習資料の活用	学校と連携のもと、市内小・中学校での総合的な学習の時間等において、男女共同参画学習資料の活用を促進します。また、社会状勢に応じて、定期的に改訂していきます。	男女共同参画推進室 学校教育課	○	○	○	○	○

【参考資料】

■男女の地位の平等感

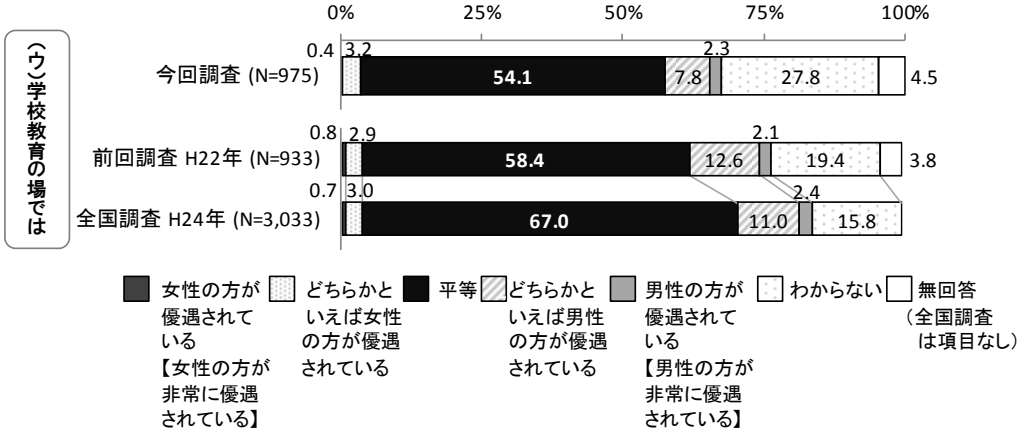

※【】は全国調査項目

資料：福津市「男女がともに歩むまちづくりに向けたアンケート調査報告書」（平成 28 年 3 月）

【参考資料】

■学校教育で男女共同参画をすすめるための取り組み

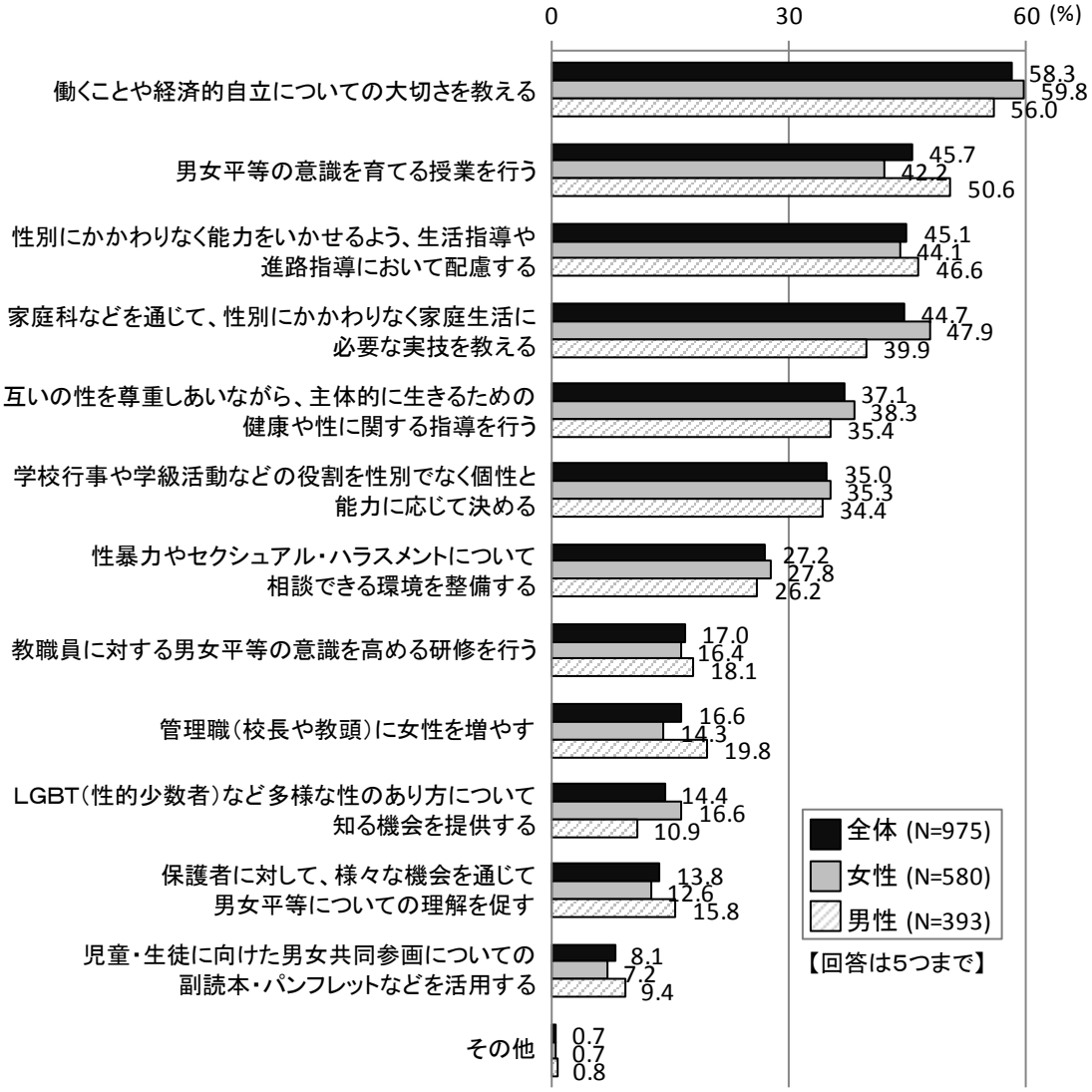

資料：福津市「男女がともに歩むまちづくりに向けたアンケート調査報告書」（平成 28 年 3 月）

重点課題Ⅱ　みんなが支えあう地域づくり

基本施策１　市民共働による地域づくりの促進

【現状と課題】

生活の基盤である地域社会において、介護や子育て、防犯・防災など身近な生活課題の解決に向かう主体的な住民の活動は大変重要です。性別に関わらず住民一人ひとりが、地域を担う一員として地域活動や社会活動に参画していくためには、固定的な性別役割分担意識に基づく慣習や慣行を見直し、男女共同参画を実現する地域づくりが求められます。

市民意識調査では、地域・社会活動における男女の地位の平等感について、「男性優遇」と感じる人は前回調査の 41.1%から 29.2%に減少しています。地域活動の慣習については「女性がお茶くみや準備・片づけなどを担当することになっている」も 9.1 ポイント減少しており、地域活動においては性別役割分担意識に変化がみられます。しかし、「社会通念・慣習・しきたりなど」について、「男性優遇」と思っている人は約８割と高く、全国調査と比べてもやや高くなっており、社会に浸透している通念やしきたりが男性中心という課題は依然として大きいといえます。また、現在参加している地域活動では、女性の 30～40 歳代で「子ども会、子ども会育成会での活動」が他の年代よりも高く、男性の 40～50 歳代では「祭りや運動会など地域イベントに関する活動」が高く、性別や年齢によって、活動内容が偏っているという課題もあります。

地域活動や市民活動へ男女共に多様な年齢層の参画を促進し、地域の各団体に対して男女共同参画の意識を醸成するため、団体のすべての構成員に啓発を進めなければなりません。仕事中心の男性が主体的に地域活動や社会活動に関心を持つことができるように適切な情報の提供や啓発を進めるなど、男性の地域参画促進のための支援も必要です。

【施策の方向】

（１）男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直し

番号	事業名	事業の概要	担　当	実施年度				
				29	30	31	32	33
14	地域活動を担う団体への啓発推進	自治会や子ども会育成会、PTA等の地域を担う団体に対して、男女共同参画に関する情報や学習機会を提供するなどし、地域活動での男女共同参画を推進します。今後は、各団体に直接働きかけ、出前講座の開催などを促進します。	男女共同参画推進室	○	○	○	○	○
15	「男女共同参画地域推進員」との共働	地域における男女共同参画を積極的に推進するため、「男女共同参画地域推進員」の設置を継続し、委員を通じた各郷づくり推進協議会への出前講座を開催します。	男女共同参画推進室 郷づくり支援課	○	○	○	○	○

（2）地域活動・交流の促進

番号	事業名	事業の概要	担　当	実施年度				
				29	30	31	32	33
16	男性を対象にした講座の実施	男性を対象に、性別にとらわれない自分らしい生き方を見つけるための講座を実施し、地域活動への積極的参加を促進します。また、世代間交流にも取り組みます。	男女共同参画推進室 いきいき健康課	○	○	○	○	○
17	「ふくつ男女共同参画協議会（綸りん）」との共働	男女がともに歩むまちづくりに積極的に関わる意欲のある市民やグループ・団体で構成される「ふくつ男女共同参画協議会（綸りん）」と連携し、男女共同参画推進事業を行う際の共働体制づくりに努めます。	男女共同参画推進室	○	○	○	○	○
18	ボランティア活動支援の拡充	ボランティア活動支援システム（V-net）や市広報を活用し、活動意欲のある人たちが、さまざまな分野でまちづくり活動に関われる環境づくりを進めます。また、ボランティア団体の交流や情報発信の機会を充実させます。	郷づくり支援課	○	○	○	○	○

【参考資料】

■男女の地位の平等感

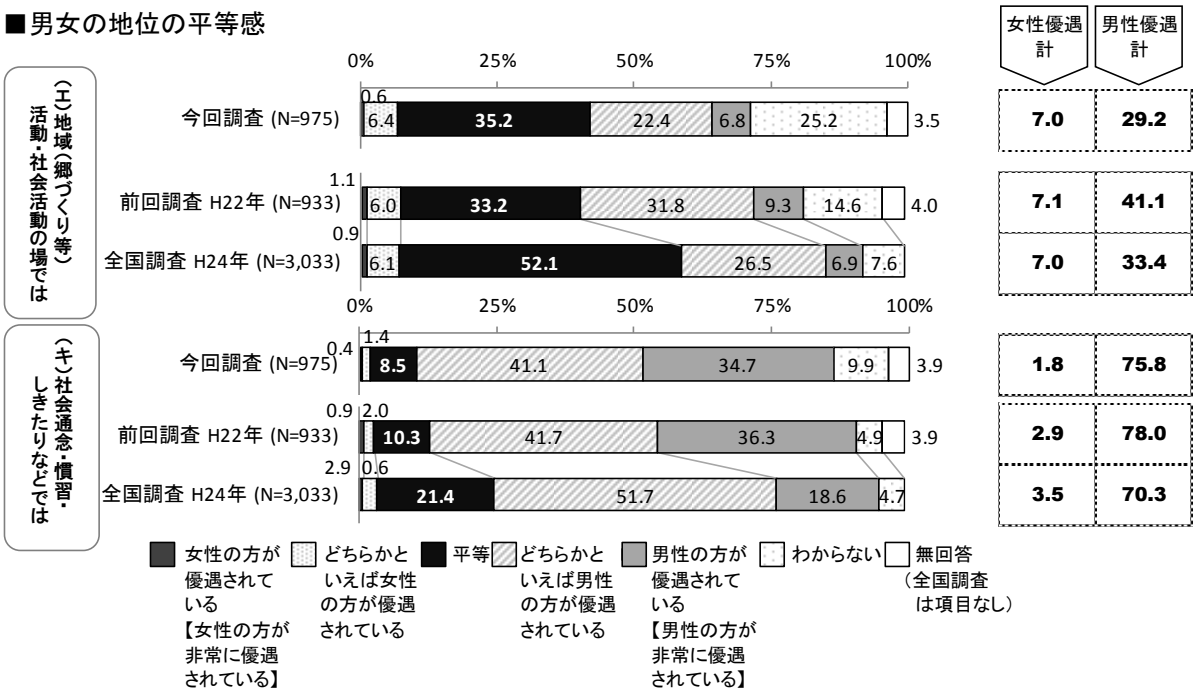

※【】は全国調査項目

資料：福津市「男女がともに歩むまちづくりに向けたアンケート調査報告書」（平成 28 年 3 月）

【参考資料】

■地域における男女共同参画の状況

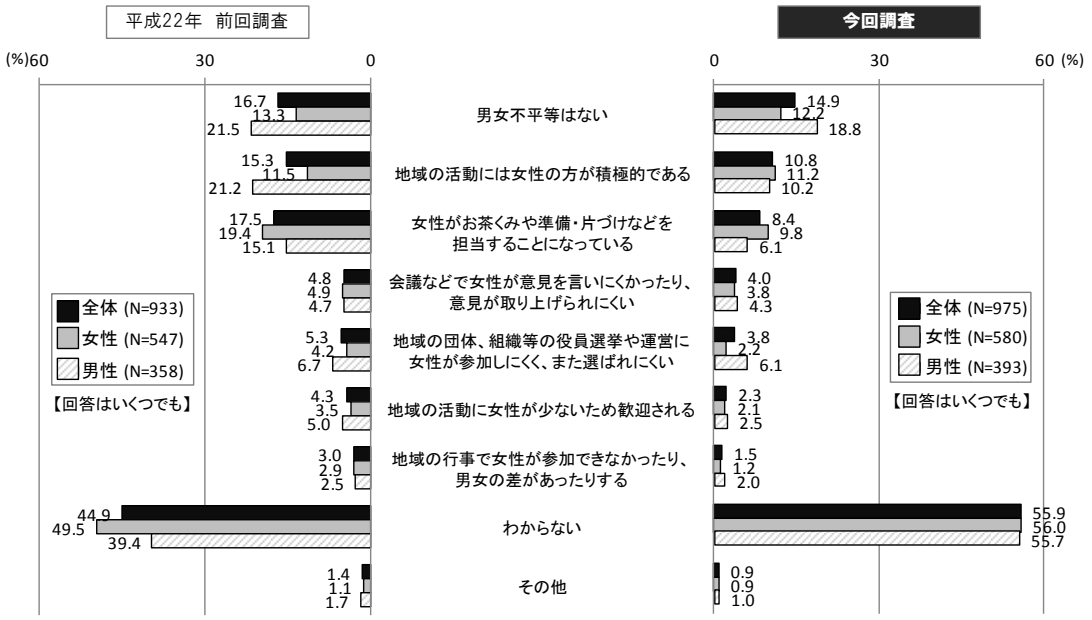

資料：福津市「男女がともに歩むまちづくりに向けたアンケート調査報告書」（平成 28 年 3 月）

■現在参加している地域活動

(%)

		標本数	自治会、町内会等での活動	清掃・美化や資源回収など環境保全に関する活動	趣味、スポーツ、教養、学習などのサークル活動	祭りや運動会など地域イベントに関する活動	子ども会、子ども会育成会での活動	PTA活動などの青少年健全育成に関する活動	婦人会、シニアクラブ（老人クラブ）等での活動	郷づくり推進協議会での活動	地域の見守りや消防団など、防災・防犯に関する活動	子育てサークル、読み聞かせなど子育て支援に関する活動	高齢者や障害者などに対する介護、身の回りの世話など社会福祉に関する活動	男女共同参画に関する研修への参加や女性団体活動など男女共同参画を推進する活動	国際交流、国際協力に関する活動	その他	特に参加していない	無回答
全体		975	304	188	124	106	56	37	36	24	23	20	17	4	1	7	438	22
		100.0	31.2	19.3	12.7	10.9	5.7	3.8	3.7	2.5	2.4	2.1	1.7	0.4	0.1	0.7	44.9	2.3
性・年代別	女性:20歳代	49	8.2	10.2	2.0	6.1	4.1	2.0	2.0	-	-	12.2	-	-	-	-	67.3	-
	女性:30歳代	92	31.5	14.1	6.5	14.1	16.3	4.3	1.1	1.1	1.1	6.5	-	-	-	-	48.9	-
	女性:40歳代	92	45.7	17.4	12.0	12.0	26.1	20.7	-	2.2	3.3	1.1	1.1	-	1.1	1.1	31.5	-
	女性:50歳代	104	36.5	26.0	13.5	5.8	2.9	1.0	-	1.0	1.0	1.0	1.9	-	-	-	38.5	2.9
	女性:60歳代	173	32.4	21.4	20.8	7.5	0.6	0.6	6.4	1.7	1.2	1.7	4.0	1.2	-	1.2	39.9	2.3
	女性:70歳以上	69	21.7	17.4	18.8	8.7	-	1.4	21.7	1.4	2.9	-	1.4	-	-	-	42.0	1.4
	男性:20歳代	28	10.7	7.1	10.7	3.6	-	-	-	-	3.6	-	-	-	-	-	67.9	-
	男性:30歳代	58	27.6	19.0	5.2	13.8	5.2	3.4	-	1.7	1.7	5.2	-	-	-	-	55.2	3.4
	男性:40歳代	55	43.6	23.6	5.5	23.6	7.3	7.3	-	1.8	3.6	-	3.6	-	-	-	45.5	-
	男性:50歳代	61	44.3	26.2	8.2	21.3	3.3	-	-	8.2	3.3	-	-	1.6	-	1.6	44.3	3.3
	男性:60歳代	128	25.8	17.2	10.2	9.4	1.6	3.1	-	4.7	1.6	-	1.6	-	-	1.6	50.0	3.1
	男性:70歳以上	62	27.4	21.0	25.8	11.3	-	-	12.9	4.8	9.7	-	3.2	1.6	-	1.6	40.3	6.5
	無回答	4	-	25.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25.0	50.0
前回調査 全体		933	29.3	23.9	20.9	13.8	*	5.5	4.1	4.0	4.6	2.9	3.0	0.9	1.0	1.5	38.0	2.7

※「子ども会、子ども会育成会での活動」は前回調査ではなかった項目

資料：福津市「男女がともに歩むまちづくりに向けたアンケート調査報告書」（平成 28 年 3 月）

基本施策２ 男女共同参画の視点に立った地域防災の促進

【現状と課題】

国の第４次男女共同参画基本計画では「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」が施策分野として確立されており、「予防、応急、復旧・復興等の全ての局面において、女性が重要な役割を果たしていることを認識するとともに、防災・復興に係る意思決定の場に女性が参画し、リーダーとして活躍することを推進する。」としています。

災害は、地震、津波、風水害等の自然要因だけでなく社会の在り方（社会要因）によって被害の大きさが変わるため、性別、年齢や障がいの有無等様々な社会的立場を配慮して、社会要因による災害時の困難を最小限にする取り組みが重要となります。

市民意識調査では、女性の意見が反映されるべき分野としては「子育て、学校教育」が全体で 46.7%と最も高くなっているものの、「防災」は 7.2%と１割に満たない結果となっていました。

自然災害はいつ何時起きるかわからないため、平時から地域活動には多様な人が関わり、地域で支え合う体制の整備を早急に進めなければなりません。平成 24 年７月、消防団に女性部が発足し、地域防災への男女共同参画の取り組みを進めており、今後の活動の充実が求められます。

【施策の方向】

（１）地域での防災体制の充実

番号	事業名	事業の概要	担　当	実施年度				
				29	30	31	32	33
19	地域での支え合い体制の整備	男女共同参画の視点で、自助、共助の大切さを理解し、地域内で助け合う環境づくりを進めます。	防災安全課	○	○	○	○	○
20	女性消防団の充実	防災教育や防火啓発などを中心に活動を行い、女性が地域防災の担い手として活躍できる防災組織の充実を図ります。	防災安全課	○	○	○	○	○

【参考資料】

■女性の意見が反映されるべき分野

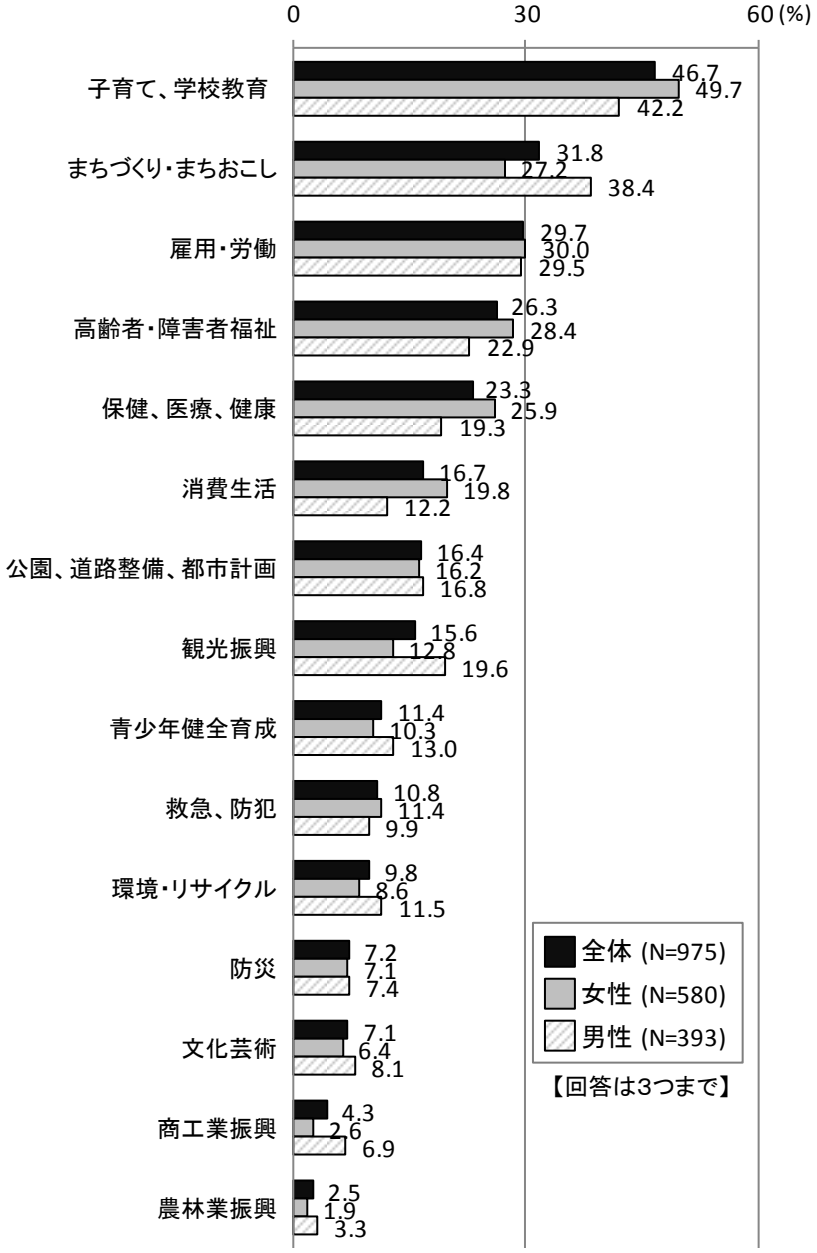

資料：福津市「男女がともに歩むまちづくりに向けたアンケート調査報告書」（平成 28 年 3 月）

基本施策３ 国際理解・交流の促進

【現状と課題】

日本の男女共同参画に関わる政策は、国際的な潮流、国連の動きに支えられて展開しており、国連の条約を批准する際には、男女雇用機会均等法や育児介護休業法など国内法を制定したり、改正するなどして法制度の整備を行ない、それに準じて行動計画を策定してきました。国の第４次基本計画で、これらの制度の整備とともに「国際社会への積極的な貢献の推進により、男女共同参画に関して国際社会における我が国の存在感及び評価を高める」ことを改めて強調しています。

しかし、平成 28 年、国連の女性差別撤廃委員会は日本に対し、この条約自体の認知度の低さを含む 25 もの女性差別に関する課題を指摘しています。

市民意識調査では、地域活動の中で、「国際交流・国際協力に関する活動」に現在参加している人は 0.1%となり、前回調査に引き続き非常に低い結果となっていました。

市の男女共同参画社会の形成においては、国際的な視野に立って現状を把握し、課題解決に向かうことが求められています。女性の地位向上のための国際的な規範や基準、取り組みの指針及び先進諸国の男女平等の意識や制度について、広く市民に周知する必要があります。また、市内に在住する外国人との交流を通して、多様な考え方や新しい知識や情報を収集して、国際的な視野を広げることも重要です。

【施策の方向】

（１）国際的視野をもった人材の育成

番号	事業名	事業の概要	担　当	実施年度				
				29	30	31	32	33
21	国際規範・基準に関する学習機会の充実	男女共同参画市民講座において、女子差別撤廃条約をはじめとする国際規範・基準に関する学習機会や情報を提供し、国際的視野に立った人材育成を図ります。	男女共同参画推進室	○	○	○	○	○
22	女性海外研修事業の周知・参加促進	福岡県女性海外研修事業「女性研修の翼」の周知・情報提供を行い、市民の参加を促すことで、国際的視野を持つ女性リーダーの育成を図ります。	男女共同参画推進室	○	○	○	○	○

（２）国際交流活動の支援

番号	事業名	事業の概要	担　当	実施年度				
				29	30	31	32	33
23	国際理解教育の推進	学校や地域で、ともに理解し、学習しあう国際理解教育のひとつとして、ALTをはじめ外国の人たちとの交流の機会を設けます。	学校教育課	○	○	○	○	○
24	市内在住の外国人への支援	市内在住の外国人に対する日本語教室を支援するなど、外国人が安心して暮らせる環境づくりと市民との交流機会の提供に努めます。	郷育推進課 郷づくり支援課	○	○	○	○	○

【参考資料】

■現在参加している地域活動

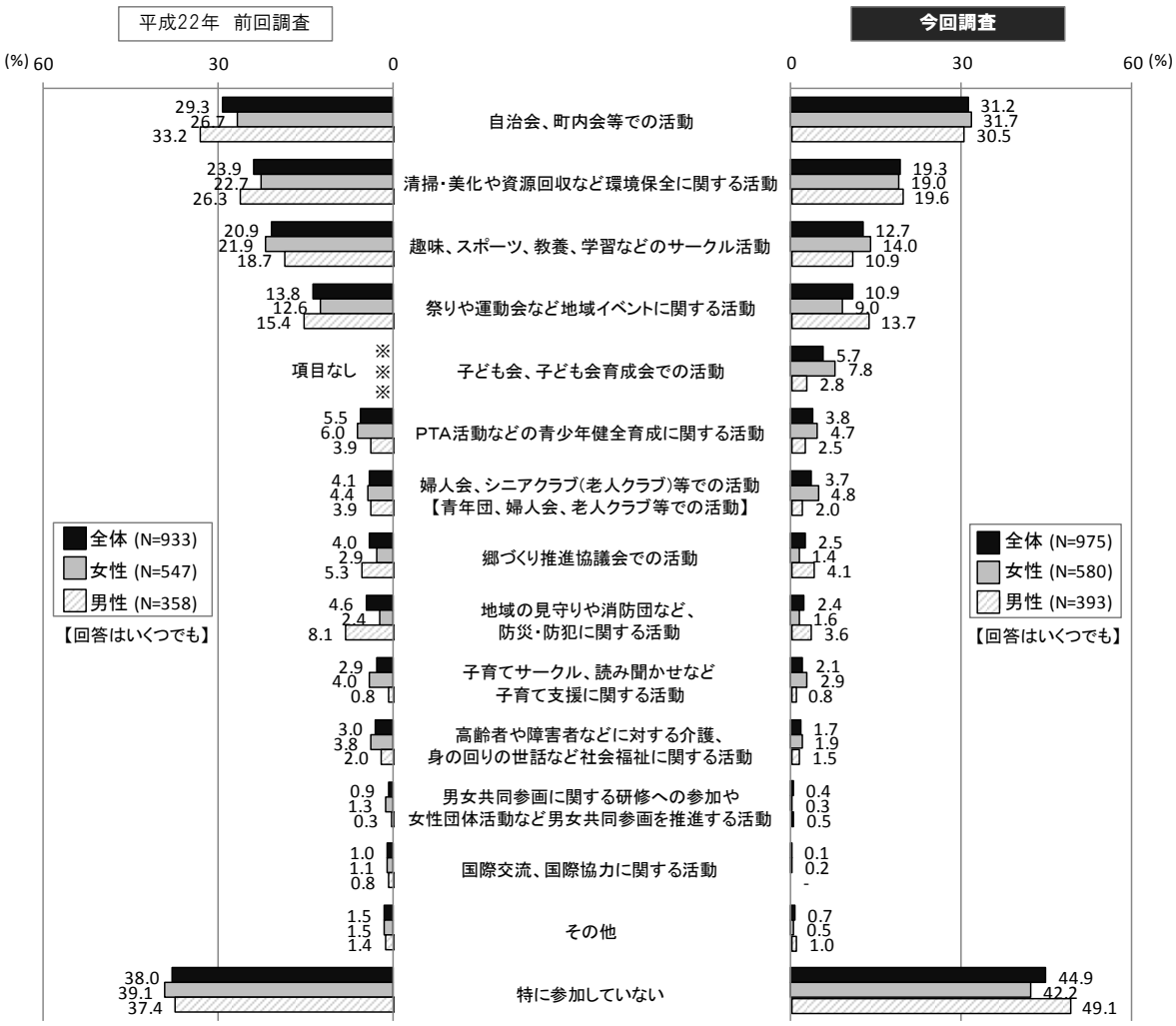

資料：福津市「男女がともに歩むまちづくりに向けたアンケート調査報告書」（平成 28 年 3 月）

重点課題Ⅲ　仕事と家庭・地域生活が両立できる環境づくり

基本施策１　男女共同参画の視点に立った家庭生活支援の促進

【現状と課題】

近年、少子高齢化やグローバル化の進展など社会経済情勢が大きく変化し、それに伴って雇用のあり方や人々の働き方、価値観やライフスタイルなどの多様化が進んでいます。「男は仕事、女は家庭」という性別での役割分担はもはや成り立たず、女性も男性も仕事と家庭生活を両立でき、さらに地域生活や趣味などの個人の活動などとも調和を図れるような環境を整えていくことが重要です。

市民意識調査によると、「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度について、「“仕事”と“家庭生活”と“地域・個人の生活”をともに優先」を理想としながらも、それが実現できているとする人はごくわずかであり、男女とも仕事を優先せざるを得ない現状がうかがえます。女性が仕事をもち続けるのが難しい理由については、第１位は「残業や休日出勤など家庭との両立が難しい」、次に「育児・介護のための各種サービス、施設等が不十分」が上がっていました。また、男女共同参画社会の実現のために市が推進すべき施策として、企業による両立支援や男性への意識啓発、子育て支援事業の充実が求められています。

ワーク・ライフ・バランスの推進については、事業者への啓発・情報提供を積極的に行うとともに、男性に対して育児や介護への積極的な参画を促していく必要があります。また、多様な保育ニーズ、子育ての悩みに対応できるよう、子育て支援の充実や仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みが求められます。

【施策の方向】

（１）ワーク・ライフ・バランスの促進

番号	事業名	事業の概要	担　当	実施年度				
				29	30	31	32	33
25	ワーク・ライフ・バランスの推進	仕事と生活の両立を図るため、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた情報提供や啓発を行います。	男女共同参画推進室	○	○	○	○	○
26	男性を育児参加に促す機会の充実	ブックスタート事業やおはなし会などの機会を通して、家庭での読み聞かせの推進、男性の育児参加の促進を行います。	郷育推進課	○	○	○	○	○
27	父親の子育てに関する学習会の開催	父親が子育てに関心を持つよう、学習会や講座を開催するなど、父親のための情報提供を充実します。	こども課 いきいき健康課	○	○	○	○	○
28	介護に関する講座の実施	介護予防・家族介護教室、認知症介護教室等を開催し、介護技術の習得や介護に対する理解を深めるとともに、男性の参加を促進します。	高齢者サービス課	○	○	○	○	○

（2）多様な家庭生活に対応した子育て支援

番号	事業名	事業の概要	担　当	実施年度				
				29	30	31	32	33
29	子育て支援事業の充実	子育て支援センター機能の充実を図り、就学前児童及びその保護者等の遊びや交流の場を提供する子育て支援事業を積極的に推進します。また、ファミリー・サポート・センター事業の周知に努め、利用の促進を図ります。	こども課	○	○	○	○	○
30	のびのび発達支援センター事業の充実	子どもの「そだち」についての個別相談や、専門医療機関との連絡・調整、発達支援に関する事業、保護者学習会・交流会などを実施し、発達支援が必要な子どもの成長を促し、保護者の不安の解消を図ります。	こども課	○	○	○	○	○
31	親子を対象とした健康相談・訪問の充実	乳幼児とその保護者を対象に、各種健診の機会を活用し、発達・発育、栄養などについて相談を行います。また、生後4か月を迎えるまでの乳児がいるすべての家庭を保健師・助産師が訪問し、乳幼児の発育発達の状態や母親の健康状態について観察するとともに、育児に関する不安や悩みの解消を図ります。	いきいき健康課	○	○	○	○	○
32	託児サービスの充実	子育て世代が社会活動等に参加しやすい環境づくりを進めるため、市主催の講座や研修、シンポジウムなどの事業に、託児サービスを行います。また、地域の行事等にも託児制度が導入されるよう働きかけます。	男女共同参画推進室	○	○	○	○	○
33	ひとり親家庭の就業支援の実施	ひとり親家庭の父親、母親の就業を促進し自立を支援するため、就業に結びつく可能性の高い資格取得に取り組む父親、母親に対し、受講料の一部助成や一定期間の生活費などを支給します。	こども課	○	○	○	○	○
34	保育環境の拡充	延長保育・一時保育・障がい児保育等、多様な保育を実施します。また、地域との連携を図るための子育て支援事業に取り組みます。	こども課	○	○	○	○	○

【参考資料】

■「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度

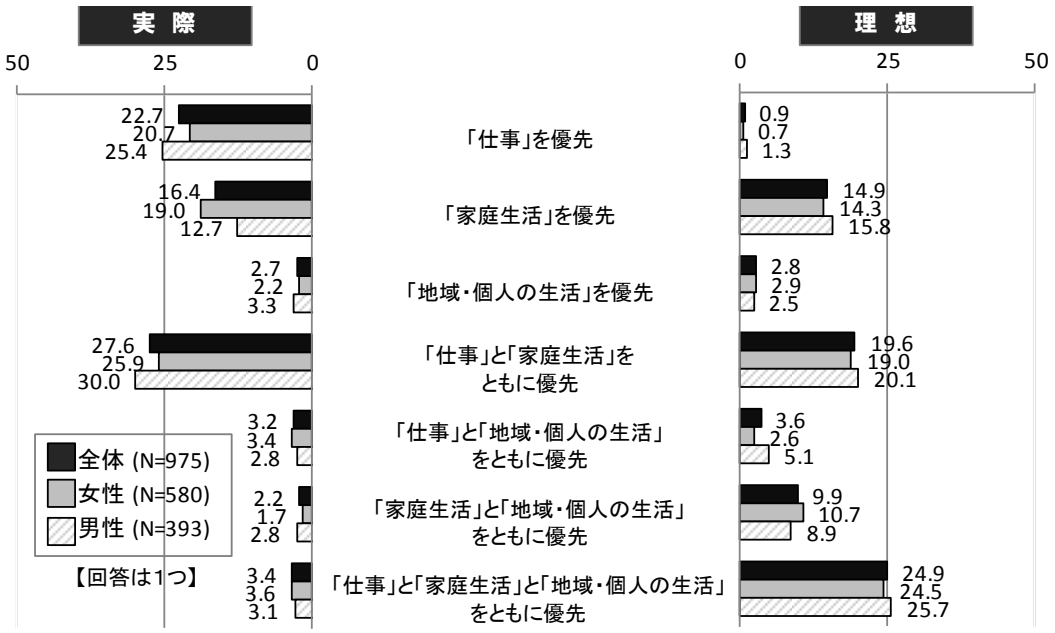

資料：福津市「男女がともに歩むまちづくりに向けたアンケート調査報告書」（平成 28 年 3 月）

【参考資料】

■女性が職業をもち続けるうえでのさまたげ

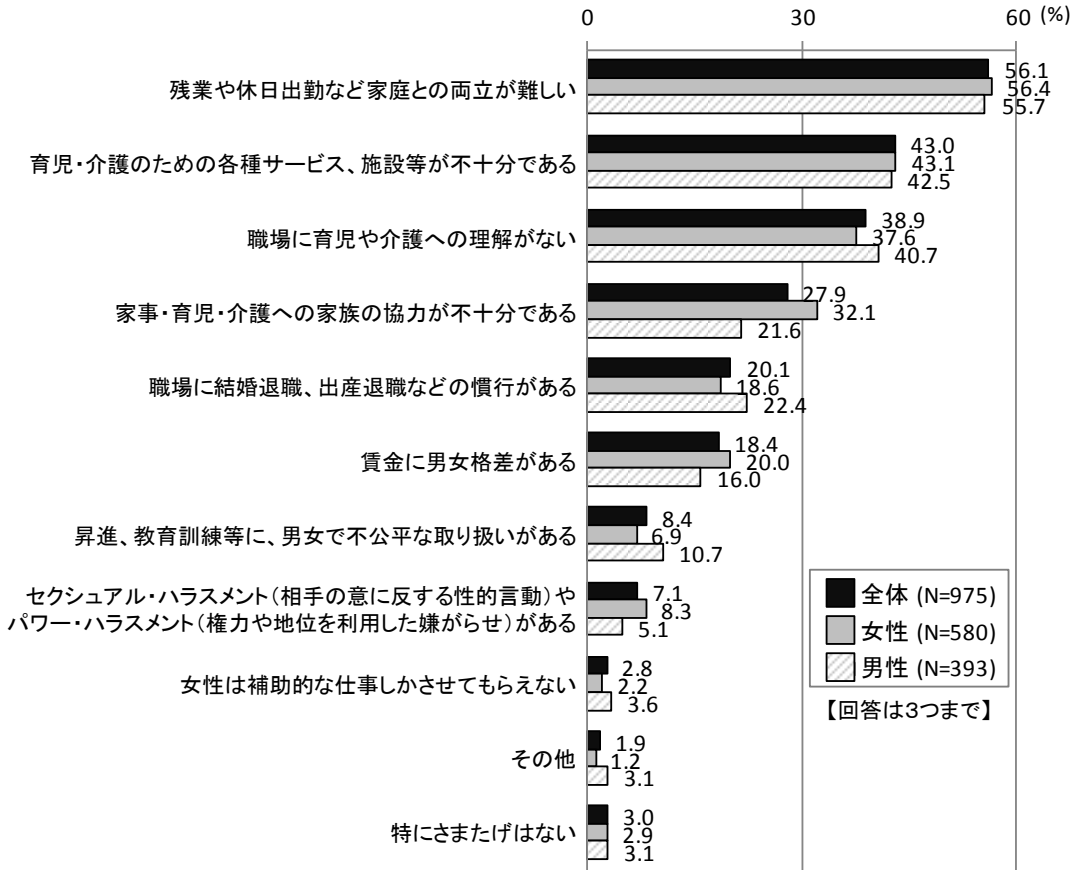

資料：福津市「男女がともに歩むまちづくりに向けたアンケート調査報告書」（平成 28 年 3 月）

■男女共同参画社会の実現のために市が推進すべき取り組み

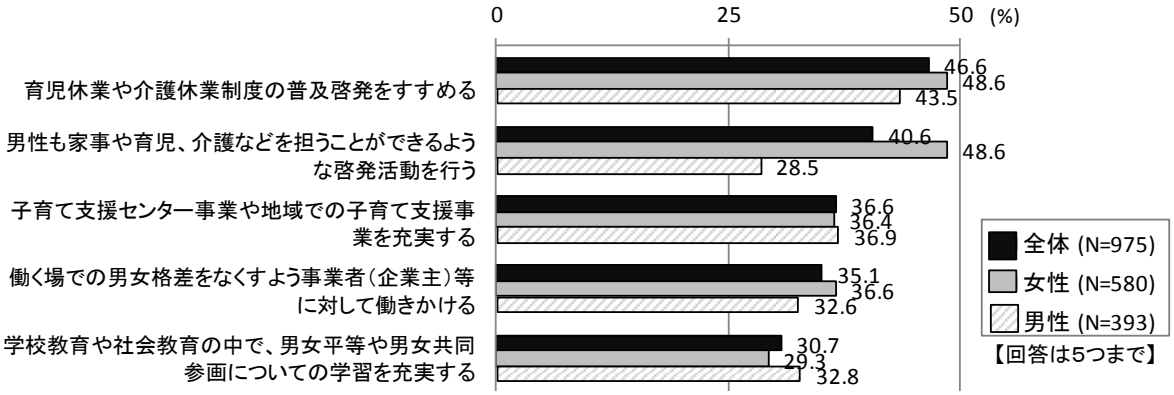

資料：福津市「男女がともに歩むまちづくりに向けたアンケート調査報告書」（平成 28 年 3 月）

基本施策２ 働きやすい環境づくりの促進

【現状と課題】

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」では、農業・商工自営業を含めて就労の場で女性が男性と対等に働き、決定の場に参画できるような環境の整備が求められています。平成 28 年には、男女雇用機会均等法及び育児介護休業法が改正され、妊娠出産及び育児・介護休業を理由とした不利益な扱い、いわゆるマタニティハラスメントに対する防止措置義務が新設されました。市においては、「男女がともに歩むまちづくり基本条例」第６条で事業所に対し業者登録時に男女共同参画の推進状況を報告することを定めています。このように法制度は整備されてきましたが、賃金や昇進における男女の格差や仕事と家庭との両立の難しさなど、働く場における男女共同参画に関する課題はいまだ多く残されています。

市民意識調査では、女性の働き方として、「職業は一生もち続けた方がよい」「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」の合計が約８割に上り、女性が職業を持つことが望ましいと考える人が大半を占めています。一方で、結婚や子育てを機に一旦退職をしている女性が多いことも、調査結果からうかがえます。男女がともに仕事と家庭を両立できるために必要な条件としては、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境づくりや給与等の男女間格差の解消、育児等のために退職した女性の再チャレンジ（再就職・起業等）支援策などが上位に挙がっています。

職場において男女が個性と能力を活かして活躍できるよう、女性の就業継続や再就職を支援することが求められています。男女がともに働きやすい環境づくりを推進するためには、事業者等へ向け、法制度についての情報提供や、育児・介護休業等の利用促進や労働環境改善のための啓発を行うことも重要です。また、商工業・農林水産業などの自営業においても、男女が対等なパートナーとしてその能力を十分に発揮できるような取り組みが必要とされています。

【施策の方向】

（１）女性が活躍できる環境整備の促進

番号	事業名	事業の概要	担　当	実施年度				
				29	30	31	32	33
35	市内事業者への啓発促進	仕事と家庭等が両立できる職場づくりを推進するために、商工会を通じて「男女がともに歩むまちづくり基本条例」や次世代育成対策推進法等の周知を図るとともに、出前講座などを実施します。	男女共同参画推進室 地域振興課	○	○	○	○	○
36	育児・介護休業制度等の周知と制度利用促進	男女がともに仕事と育児・家庭を両立できるよう、広報誌を活用して育児・介護休業法を広く市民に周知します。また、商工会と連携のもと、事業者への情報提供を行います。	男女共同参画推進室 地域振興課	○	○	○	○	○
37	再就職・起業支援講座の実施	福岡県労働者支援事務所や21世紀職業財団等との共催で、女性が再就職するための基礎知識・技術を学ぶ講座を実施します。	男女共同参画推進室 行政経営企画課	○	○	○	○	○
38	労働相談や情報提供の充実	女性が働き続けるため、広報や市役所情報コーナーを効果的に活用し、労働に関する基礎知識、各種資格取得、技能習得、労働相談などについての情報提供を充実します。	男女共同参画推進室 行政経営企画課	○	○	○	○	○

（2）自営業における男女共同参画の促進

番号	事業名	事業の概要	担　当	実施年度				
				29	30	31	32	33
39	商工業・農業・漁業従事者研修の実施	商工会・農業改良普及センター、農協、漁協と連携し、団体における女性役員登用の促進や男女共同参画意識の普及に向けた研修、出前講座などを開催します。	男女共同参画推進室 地域振興課	○	○	○	○	○
40	リーダーとなる女性農業者の育成	農業における女性指導者を育成するとともに、農業委員会など方針決定の場への女性の参画を促進します。また、市の講座やセミナーへの女性農業者の参加を促します。	男女共同参画推進室 地域振興課 農業委員会事務局	○	○	○	○	○
41	生産技術や経営能力向上支援	自営業の女性がその貢献に見合う評価を受け、対等なパートナーとして方針決定や経営に参画していくことができるよう、商工会を通じた広報・啓発活動に取り組みます。	地域振興課	○	○	○	○	○
42	家族経営協定の普及促進	認定農業者協議会を通じて制度の理解を深めるとともに、補助制度利用者には積極的に「家族経営協定」の締結の促進を図ります。	地域振興課	○	○	○	○	○

（3）労働条件や労働環境の整備促進

番号	事業名	事業の概要	担　当	実施年度				
				29	30	31	32	33
43	男女共同参画推進状況報告書の受付及び公表	男女がともに歩むまちづくり基本条例第6条第3項に基づく、男女共同参画推進状況報告書については、工事請負などの業者登録時に提出を求め、その提出状況はホームページ等で公表します。今後は、報告結果の有効活用を検討します。	男女共同参画推進室 財政課	○	○	○	○	○
44	指定管理者への啓発促進	指定管理者の指定を申請する際に提出する事業計画において、男女共同参画推進に関する団体としての理念を明記するよう求めます。また、指定管理者選定時に、男女共同参画推進の理解度を審査基準に設けます。	男女共同参画推進室 行政経営企画課	○	○	○	○	○
45	事業者等の社会貢献評価制度の調査・研究	事業者等における育児・介護休業制度の利用が進むように、男女共同参画の視点からも、事業者等が社会的責任を果たせるようにする手法やそれを評価・公表する方法について調査・研究します。	男女共同参画推進室 財政課	○	○	○	○	○
46	男女の雇用平等に向けた啓発、情報の提供	男女雇用機会均等法、労働基準法など法制度の周知を含めた労働関連情報を市民や市内事業所に提供し、働きやすい労働環境の整備を促進します。今後は、商工会を通じた出前講座の実施を検討します。	男女共同参画推進室 行政経営企画課 地域振興課	○	○	○	○	○
47	女性労働者の母性保護・健康管理の啓発	母子健康管理指導事項連絡カードの普及などを通じ、母性機能の保護の必要性についての認識を広く浸透させる啓発を行います。今後は、商工会を通じ事業者への情報提供を行います。	男女共同参画推進室 いきいき健康課	○	○	○	○	○
48	ハラスメントのない職場環境づくりの啓発	市内企業・事業主に対し、あらゆるハラスメントのない職場環境づくりを啓発します。また、就業者のためには、相談窓口の紹介など情報の提供を行います。	男女共同参画推進室 行政経営企画課 地域振興課	○	○	○	○	○

【参考資料】

■「女性の働き方」についての考え方

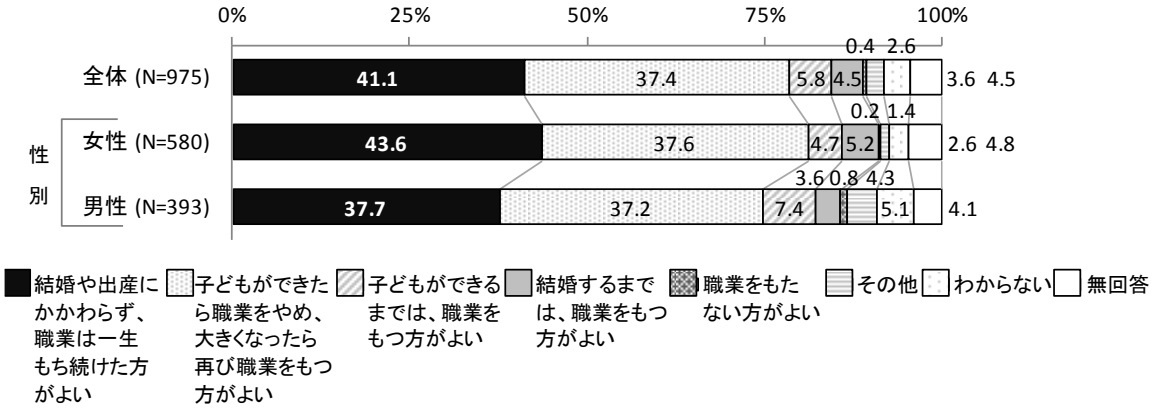

資料：福津市「男女がともに歩むまちづくりに向けたアンケート調査報告書」（平成 28 年 3 月）

■仕事をやめたきっかけ（上位５項目）

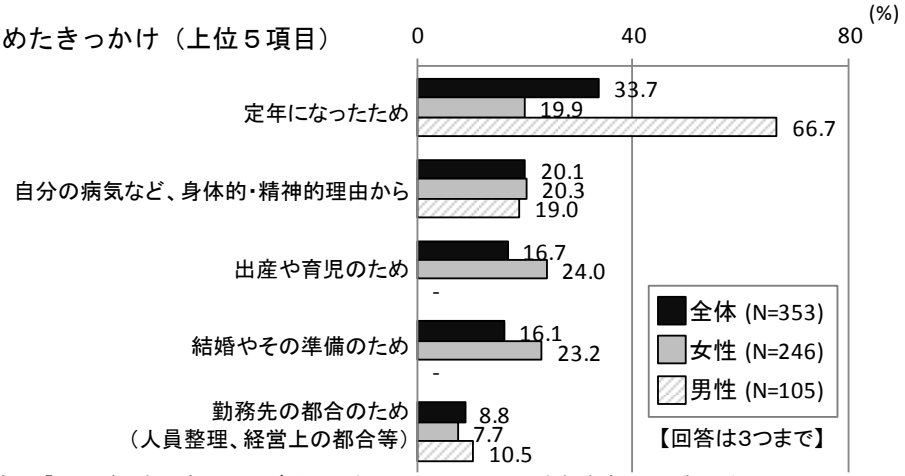

資料：福津市「男女がともに歩むまちづくりに向けたアンケート調査報告書」（平成 28 年 3 月）

■仕事と家庭を両立していくために必要な条件

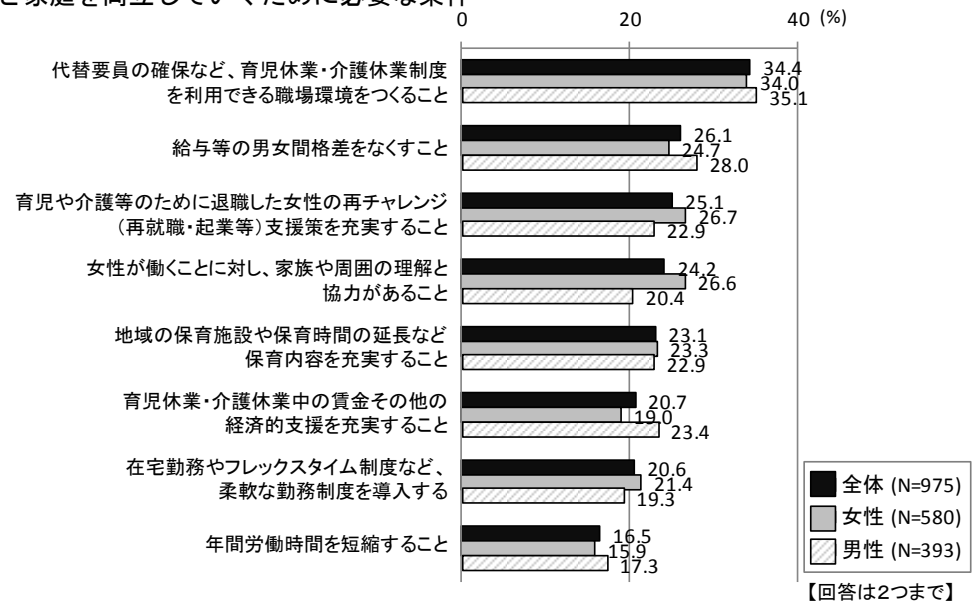

資料：福津市「男女がともに歩むまちづくりに向けたアンケート調査報告書」（平成 28 年 3 月）

重点課題Ⅳ　生涯にわたり男女が健康に暮らせる環境づくり

基本施策１　生涯を通じた健康づくりの推進

【現状と課題】

一人ひとりがその個性と能力を活かすことのできる男女共同参画社会の実現のためには、男女が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に健康に生活できること、またそのための支援を受けられることが重要です。

市民意識調査では、以前職業を持っていたが現在は持っていない人のうち、仕事を辞めたきっかけとして約２割が「自分の病気など、身体的・精神的理由から」と回答しています。様々な場面における市民の主体的な活動を促進するために、健康に関する情報の提供や疾病予防など、総合的な健康づくりのための支援が必要です。

また、一人ひとりが自分の身体や性について決定し、それが尊重されることは、基本的人権の一つです。学校教育で男女共同参画をすすめるための取り組みとして、「互いの性を尊重しあいながら、主体的に生きるための健康や性に関する指導を行う」を４割弱の人が挙げています。また、この３年間に配偶者等から暴力を受けた人のうち、性的強要を受けたことがあると回答した女性は２割を超えています。

妊娠や出産なども含めた性と生殖に関する健康が守られるよう、相談支援体制の充実や児童・生徒も含めた市民に対して情報の提供や啓発を行っていく必要があります。また、高齢者や障がい者など特に配慮を必要とする人への支援にあたっては、男女共同参画の視点から適切な事業を推進することが求められます。

【施策の方向】

（１）心身の健康づくり支援の充実

番号	事業名	事業の概要	担　当	実施年度				
				29	30	31	32	33
49	生涯を通じた健康の保持増進対策の推進	「健康ふくつ21計画」を推進し、市民自らが行う健康的な食生活習慣の確立や適切な運動習慣の普及などによる、生涯を通じた健康づくりや体力づくりを支援します。	いきいき健康課	○	○	○	○	○
50	心の健康づくり事業の充実	心の健康を保つとともに、心の病気への適切な対応を行うため、臨床心理士等による心の健康相談を行います。	いきいき健康課	○	○	○	○	○
51	薬物乱用防止に向けた啓発の推進	薬物や喫煙、飲酒による健康被害への認識についての正しい理解を徹底するための教育や啓発を関係機関と連携し推進します。	いきいき健康課 学校教育課	○	○	○	○	○

（２）配慮を必要とする人への支援の促進

番号	事業名	事業の概要	担　当	実施年度				
				29	30	31	32	33
52	地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進	男女共同参画の視点に立ち、地域（市民）、市、社会福祉協議会、事業所など都市の構成員と共働により、“みんなが安心して生活できる地域づくり”の実現に向けた「地域福祉計画・地域福祉活動計画」を推進します。	福祉課	○	○	○	○	○
53	介護保険事業計画・高齢者福祉計画の推進	男女共同参画の視点に立ち、「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」に基づき、高齢者及び介護中の家族を対象とした高齢者施策の充実を図ります。	高齢者サービス課	○	○	○	○	○
54	高齢者介護に関する相談窓口の充実	介護を行う家族等のさまざまな負担を軽減するため、高齢者介護に関する相談窓口を充実します。	高齢者サービス課	○	○	○	○	○

（３）リプロダクティブヘルス・ライツの理解促進

番号	事業名	事業の概要	担　当	実施年度				
				29	30	31	32	33
55	妊娠・出産期における女性の健康支援	健全な母性を育成するための支援を行うとともに、安全で安心した出産を迎えられるよう男女共同参画の視点に立った相談指導体制の充実を図ります。	いきいき健康課	○	○	○	○	○
56	「性と生」に関する教育の充実	性に関する正しい知識や命の大切さを伝えるための教育の充実を図ります。また、児童・生徒が発達段階に応じて適切な行動が取れるように、教育プログラムや教材の研究を進めます。	こども課 学校教育課	○	○	○	○	○
57	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する理解促進	男女がともに性と生殖に関する健康と権利に関心を持ち、正しい知識と情報を得られるよう、生涯を通じた女性の健康を支援する取り組みを推進します。	いきいき健康課	○	○	○	○	○

【参考資料】

■仕事をやめたきっかけ（上位５項目）

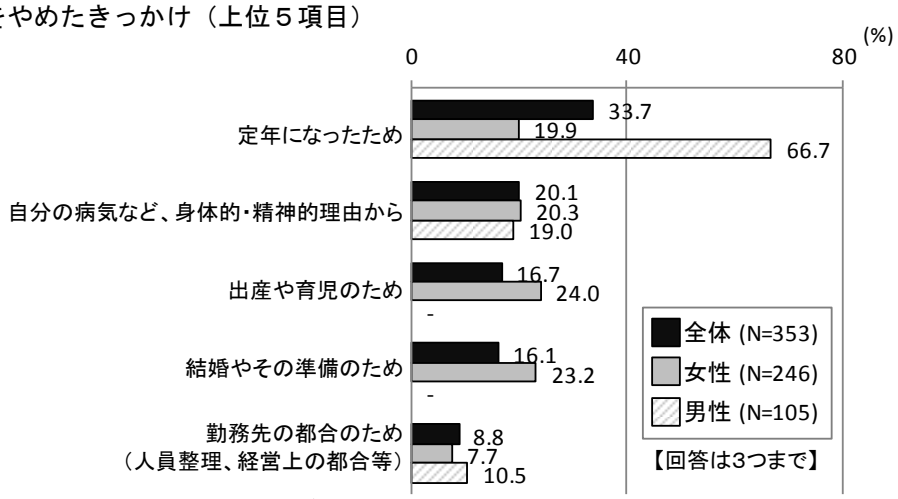

資料：福津市「男女がともに歩むまちづくりに向けたアンケート調査報告書」（平成 28 年 3 月）

【参考資料】

■学校教育で男女共同参画をすすめるための取り組み（上位５項目）

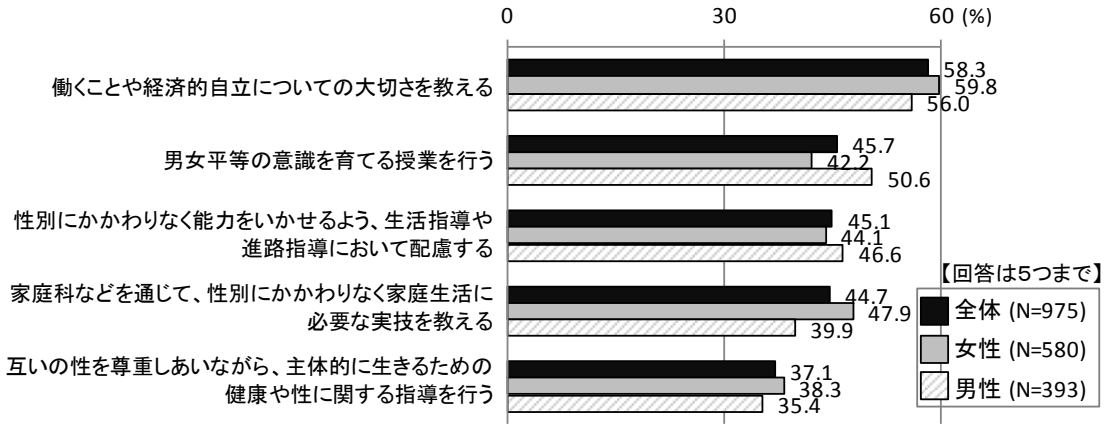

資料：福津市「男女がともに歩むまちづくりに向けたアンケート調査報告書」（平成 28 年 3 月）

■配偶者からの暴力の有無

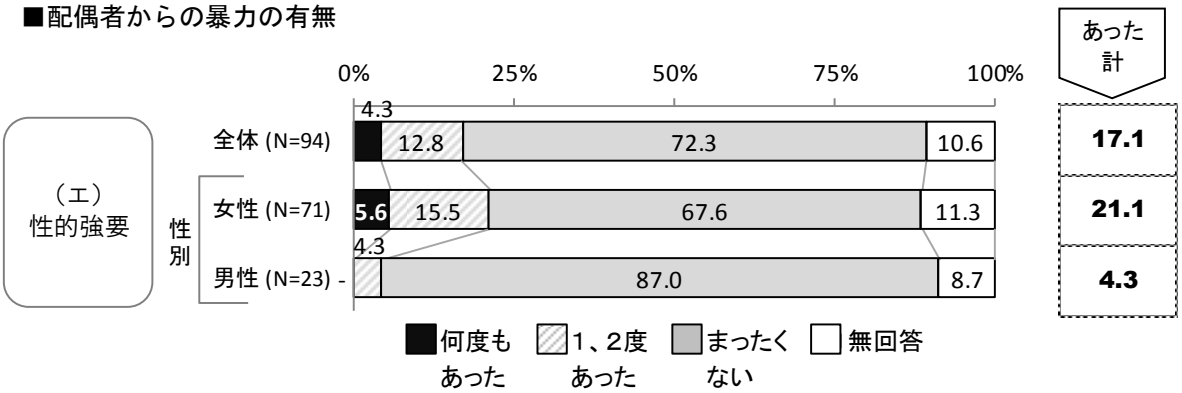

資料：福津市「男女がともに歩むまちづくりに向けたアンケート調査報告書」（平成 28 年 3 月）

基本施策２ あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくりの推進

【現状と課題】

配偶者やパートナーなど親密な関係における暴力であるドメスティック・バイオレンスは重大な人権侵害であり、社会的な課題として解決を要する問題です。

市においては、ＤＶ防止啓発冊子を作成したり、高校生を対象にデートＤＶ防止の出前講座を実施するなど、暴力防止に向けて啓発を進めてきました。また、ふくつ女性ホットラインを設置して相談窓口の充実を図るとともに、庁内での被害者の保護と自立に向けた体制を整備してきました。

市民意識調査では、この３年間に配偶者等からの暴力を経験したことがある人は約１割に上り、特に女性の被害経験が高くなっています。ドメスティック・バイオレンスの相談窓口があることを知っている人は約６割ですが、被害経験がある人のうち誰かに相談をした人は３割に満たず、公的機関に相談した人はさらに少なくなっています。「相談するほどのことではない」「相談しても無駄」と被害者が一人で抱え込んでいる状況もうかがえます。

ドメスティック・バイオレンスについて市民が正しい知識を身につけることができるよう、啓発や情報提供を行うことが重要です。相談窓口の充実と市民への周知とともに、実際に相談事例があった際に、迅速かつ適切に対応できるよう、庁内連携を強化する必要があります。また、ドメスティック・バイオレンスは児童虐待と複合的に発生することも多いことから、総合的な暴力の防止と関係機関等の連携が求められます。

【施策の方向】

（１）暴力防止に向けた啓発の促進

番号	事業名	事業の概要	担　当	実施年度				
				29	30	31	32	33
58	DV防止に向けた啓発促進	DV防止啓発冊子の活用や広報・ホームページを通じた意識啓発の充実を図ります。また、若い世代の男女に対し、将来にわたりDVの加害者にも被害者にもさせないために、中学校、高校におけるデートDVに関する出前講座の実施などあらゆる機会を通じた啓発運動を推進します。	男女共同参画推進室 人権政策課 教育総務課	○	○	○	○	○
59	被害者の保護・自立支援制度の周知と情報提供	DVや児童虐待、高齢者虐待等の被害者に対し、その状況に応じて迅速な対応ができるように関係機関と連携を図りながら、被害者の保護と自立のための情報提供を行います。	男女共同参画推進室 市民課 福祉課 高齢者サービス課 こども課	○	○	○	○	○

（２）暴力防止に向けた支援体制の充実

番号	事業名	事業の概要	担　当	実施年度				
				29	30	31	32	33
60	被害者の保護・自立支援に向けた体制の充実	関係課で構成する「DV等支援措置関係担当課長会議」を設置し、定期的な情報交換、住民基本台帳の支援措置等を定めた対応マニュアルの作成を行います。	男女共同参画推進室	○	○	○	○	○
61	児童虐待防止に向けた取り組みの推進	児童虐待の早期発見、虐待防止に向けた啓発活動に取り組むとともに、配偶者等からの暴力と児童虐待が関連していることを念頭におき、関係機関との連携を進めます。	こども課 いきいき健康課 学校教育課	○	○	○	○	○

（3）相談体制の充実

番号	事業名	事業の概要	担　当	実施年度				
				29	30	31	32	33
62	庁内相談体制の充実	庁内各相談窓口が連携して問題解決の促進を図ることができるよう、「相談窓口担当者会議」を定期的に開催し、情報交換を図るとともに、誰もが安心して相談できる体制を整備します。	男女共同参画推進室	○	○	○	○	○
63	女性のための法律相談の実施	女性の人権に関する問題解決のために、女性の弁護士による女性に限定した法律相談を実施します。	男女共同参画推進室	○	○	○	○	○
64	ふくつ女性ホットラインの活用	相談窓口の機能強化と相談者のニーズに応じた適切な情報提供を行うために、専門の相談員による電話相談を行います。	男女共同参画推進室	○	○	○	○	○

【参考資料】

■配偶者等からの暴力の有無

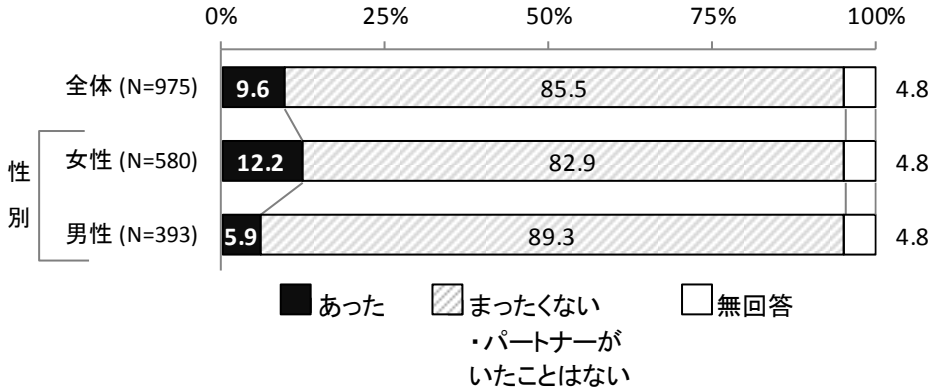

資料：福津市「男女がともに歩むまちづくりに向けたアンケート調査報告書」（平成 28 年 3 月）

■配偶者・パートナーからの暴力について相談できる窓口の認知

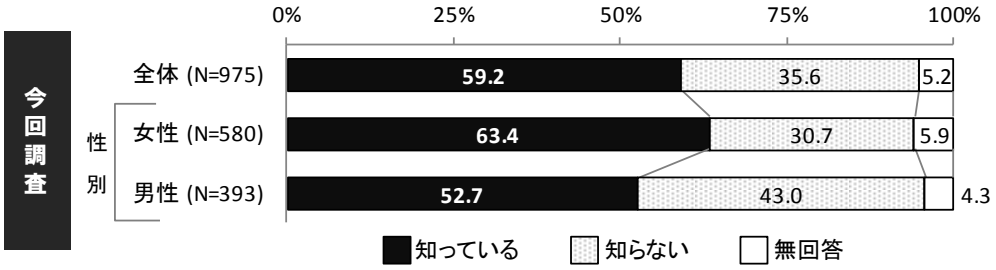

資料：福津市「男女がともに歩むまちづくりに向けたアンケート調査報告書」（平成 28 年 3 月）

【参考資料】

■暴力について相談先

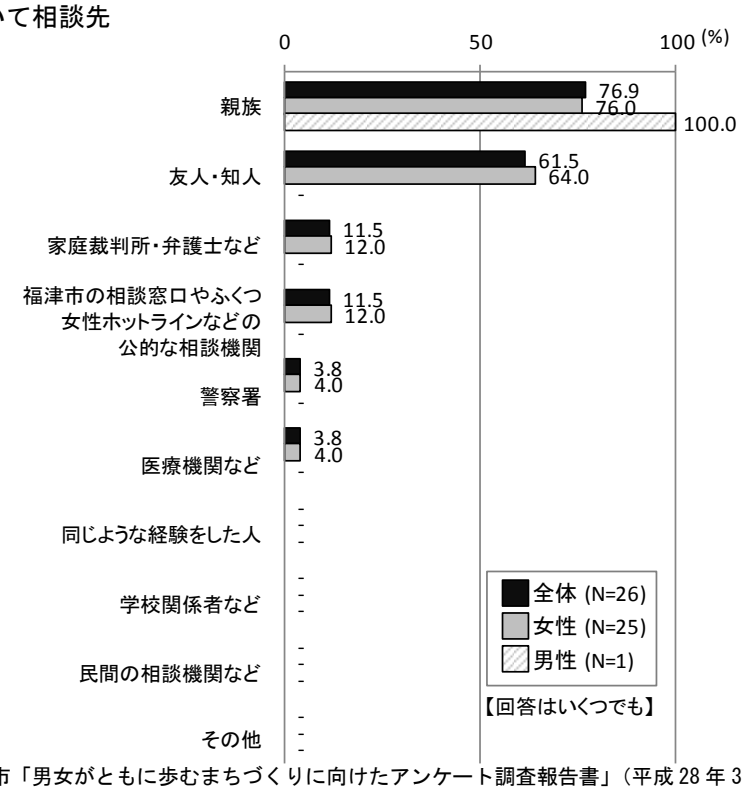

資料：福津市「男女がともに歩むまちづくりに向けたアンケート調査報告書」（平成 28 年 3 月）

■暴力について相談しなかった理由

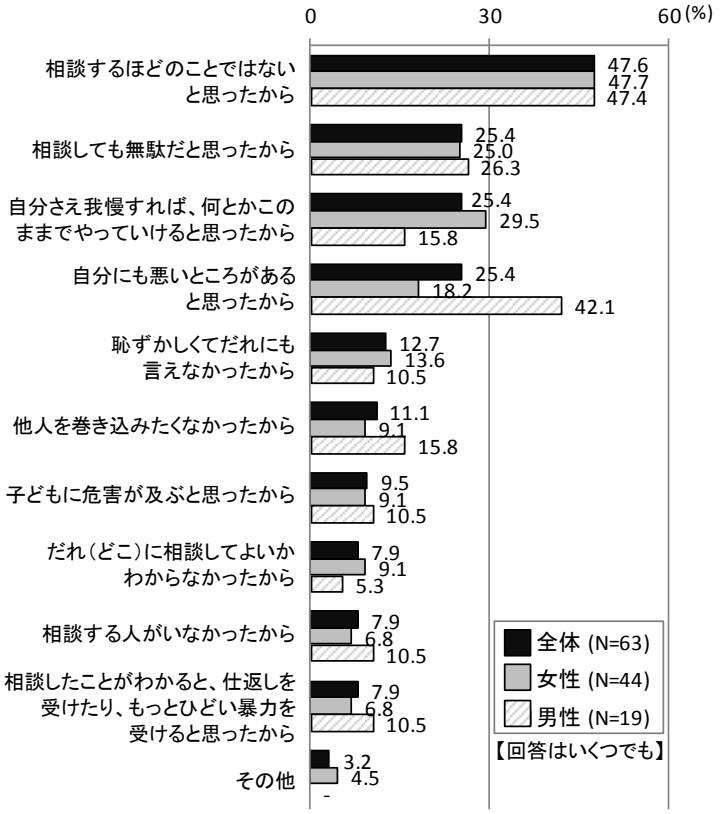

資料：福津市「男女がともに歩むまちづくりに向けたアンケート調査報告書」（平成 28 年 3 月）

重点課題Ⅴ　あらゆる場面で男女がともに参画できる環境づくり

基本施策１　政策・方針決定の場での男女共同参画の推進

【現状と課題】

各国における男女格差を測るジェンダーギャップ指数（GGI）を世界経済フォーラムが毎年公表していますが、平成 24 年以来日本は 100 位以内に入っておらず、2016 年には 111 位（144 か国中）と最も低くなりました。その大きな原因は、女性が決定の場に参画するための体制が整っておらず、議員や閣僚及び民間企業管理職などの女性比率が低いためでした。

市においては、政策決定の場へ女性の参画の促進を図るために、「附属機関の委員の委嘱基準等に関する規程」を定め、「男女共同参画プラン・ふくつ後期実施計画」において、平成 28 年度までに審議会等の女性委員の登用率 40%を目指したところ、平成 27 年４月現在ですでに 41.6%と目標達成を果たしました。ただし、女性がほとんどいない審議会も依然としてあります。また、市議会議員の比率は 16.7%（18 人中３人）にとどまっています。

市民意識調査では、政治の場についての男女の平等感は、「男性優遇」と回答する人が４分の３を占め、前回調査よりも比率がやや高くなっており、政治は男性中心と考えられています。

今後も市政のあらゆる場で男女共同参画の視点を反映させるために、政策・方針決定の場への女性の参画促進は継続的に取り組む必要があります。

【施策の方向】

（１）審議会等への女性参画の促進

番号	事業名	事業の概要	担　当	実施年度				
				29	30	31	32	33
65	審議会・委員会等への女性の積極的登用	「附属機関の委員の委嘱基準等に関する規程」に基づき、クオータ制を定着させ、女性委員のいない審議会等の解消に努めます。また、審議会等の設置規則を改正する際には、可能な限り「男女のいずれか一方の委員が10分の4未満にならないように」規定し、女性の登用を積極的に進めます。	男女共同参画推進室	○	○	○	○	○
66	委員公募制の推進	「附属機関の委員の委嘱基準等に関する規程」に基づき、審議会等の委員の公募制度を推進し、市民参画を進めます。	総務課	○	○	○	○	○
67	定期的な登用状況の調査・公表	地方自治法第202条の3に基づく審議会等における女性の登用状況について調査し、ホームページ等で公表します。また、行政各分野、地域団体における女性の登用状況についても調査・公表を行います。	男女共同参画推進室	○	○	○	○	○
68	政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた意識啓発	公的機関、地域の諸団体、各市民団体に対し、女性の積極的登用を啓発・要請します。今後は、「男女共同参画地域推進員」を通じ、各郷づくり推進協議会に出前講座の開催を働きかけ、講座を通じた意識啓発に努めます。	男女共同参画推進室 郷づくり支援課	○	○	○	○	○

（2）政治への女性参画の促進

番号	事業名	事業の概要	担　当	実施年度				
				29	30	31	32	33
69	選挙の投票率を高めるための選挙啓発の充実	男女がともに社会を担うという機運の醸成のため、選挙権・被選挙権を生かして政治に参画することを啓発します。また、投票立会人の選出等の機会を通じて、女性や若年層の参画機会の拡充を図ります。	総務課	○	○	○	○	○
70	市議会への傍聴推進	市政への関心が高まるよう、定例会日程をホームページ等で周知し、市議会への傍聴を推進します。	議会事務局	○	○	○	○	○
71	政治学級への参加促進	政治への関心を高めるため、市内の市民団体等に政治学級リーダー研修会への参加を呼びかけます。	総務課	○	○	○	○	○

【参考資料】

■福岡県内市町村の審議会等における女性委員の登用状況（上位 10 位）

順位	市町村名	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員数	女性比率（%）
1	久留米市	79	79	1,104	485	43.9
2	北九州市	58	58	1,222	531	43.5
3	**福津市**	**46**	**45**	**495**	**206**	**41.6**
4	古賀市	23	19	238	95	39.9
5	宗像市	37	36	385	151	39.2
6	筑前町	29	27	277	106	38.3
7	大刀洗町	15	14	168	63	37.5
8	大野城市	27	24	279	102	36.6
9	大牟田市	51	45	542	198	36.5
10	中間市	29	26	411	149	36.3
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
福岡県計		1,697	1,442	20,736	6,180	29.8

※平成27年4月1日現在（ただし、北九州市は平成27年7月1日、福岡市は平成27年6月1日現在の数値）
※地方自治法第202条の3に基づく審議会等（法律や条例に基づいて設置され、調停、審査、審議または調査等を行う機関）を対象としています。なお、広域圏で設置している審議会等は含みません。

資料：福岡県「福岡県及び市町村の審議会等における女性委員の登用状況について」（平成 28 年 1 月）

■男女の地位の平等感

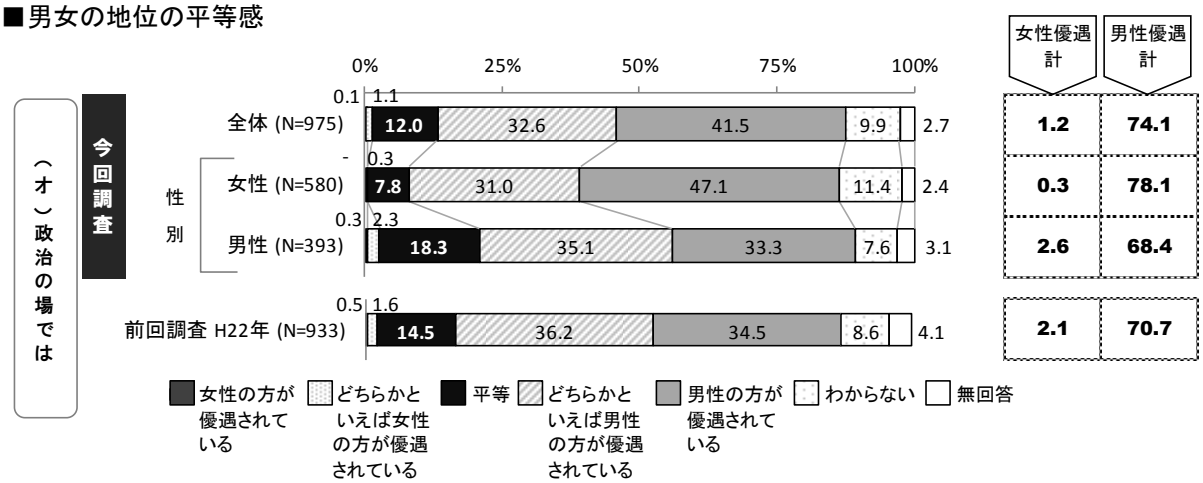

資料：福津市「男女がともに歩むまちづくりに向けたアンケート調査報告書」（平成 28 年 3 月）

基本施策２ 男女共同参画を推進する人材の育成

【現状と課題】

地域活動は女性がその多くを支えているため、女性が方針決定の場に参画するといっそう地域課題の解決策の実効性は高まります。

市民意識調査によると、自治会長や郷づくり推進協議会の会長、ＰＴＡ会長などの地域の役職に推薦された場合に、「断る」と回答した女性は８割を超えており、その理由として最も高かったのは「役職につく知識や経験がないから」の 55.7%でした。一方で、地域活動に「特に参加していない」男性は 49.1%と半数に上り、女性より約 7 ポイント高くなっていました。女性は地域活動の経験はあっても役職などにつく経験が少ないことが、地域の役職への気おくれの原因となっているようです。また、「地域活動における女性リーダーを増やすために必要なこと」について、「女性にもっと積極的に役員にチャレンジする意識をもってもらう」は男性の回答が女性より 10 ポイントほど高く、女性では「家族が家事・育児を分担する」が男性より高くなっていました。女性には、家族的責任が地域の役職につく障壁となっていることもうかがえます。

女性がこれまで地域活動で培った力を発揮するためには、すでに地域のリーダーとして活躍しているモデルとなる女性との交流、女性の決定の場への参画が地域活性化につながることを実感できる学習などが求められます。また、男性が家族的責任を担えるようなワーク・ライフ・バランスの実現が、女性リーダーの出現につながることも啓発していく必要があります。

【施策の方向】

（１）女性リーダー育成の促進

番号	事業名	事業の概要	担　当	実施年度				
				29	30	31	32	33
72	女性リーダーの交流会の実施	審議会等委員や、郷づくり推進協議会、自治会、PTAなど地域における各種団体の女性メンバー同士で交流会を実施し、意見交換等を行うことで、女性リーダーの育成及び地域活動における女性の参画拡大を目指します。	男女共同参画推進室	○	○	○	○	○
73	女性リーダー養成講座の実施	女性人材育成セミナーなど女性を対象とした講座を開催し、次のリーダーとしての資質を高める機会とするとともに、政策・方針決定の場への女性の参画を促進します。また、セミナーなどの情報提供に努めます。	男女共同参画推進室	○	○	○	○	○

（2）男女共同参画の視点に立った人材育成セミナー講座等の実施

番号	事業名	事業の概要	担　当	実施年度				
				29	30	31	32	33
74	女性人材育成セミナーの実施	男女共同参画の視点に立ったまちづくりへの理解を深め、審議会等委員への登用につなげるため、セミナーを通じた女性の資質向上や人材育成を進めます。	男女共同参画推進室	○	○	○	○	○
75	男女共同参画ワーキング会議の設置	毎年度、市が設定した男女共同参画促進施策に関するテーマについて、男女共同参画ワーキング会議を設置し、調査研究を進めます。また、メンバーが固定化しないよう、より多くの人に参加を呼びかけます。	男女共同参画推進室	○	○	○	○	○
76	公募型男女共同参画講座の実施	受講グループを公募し、男女がともに歩むまちづくりを推進する学習の支援と人材の育成をします。今後は、実施グループが固定化しないよう、広報の充実や未実施の団体へ直接呼びかけを行います。	男女共同参画推進室	○	○	○	○	○

【参考資料】

■女性が地域の役職に推薦されたときの対応

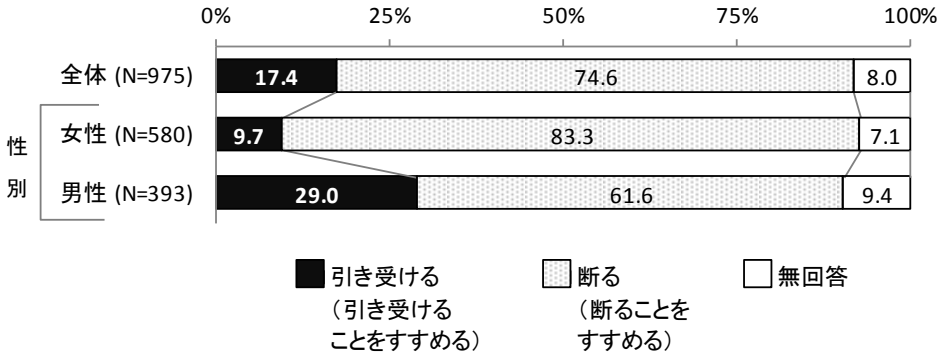

資料：福津市「男女がともに歩むまちづくりに向けたアンケート調査報告書」（平成 28 年 3 月）

■推薦を断る理由

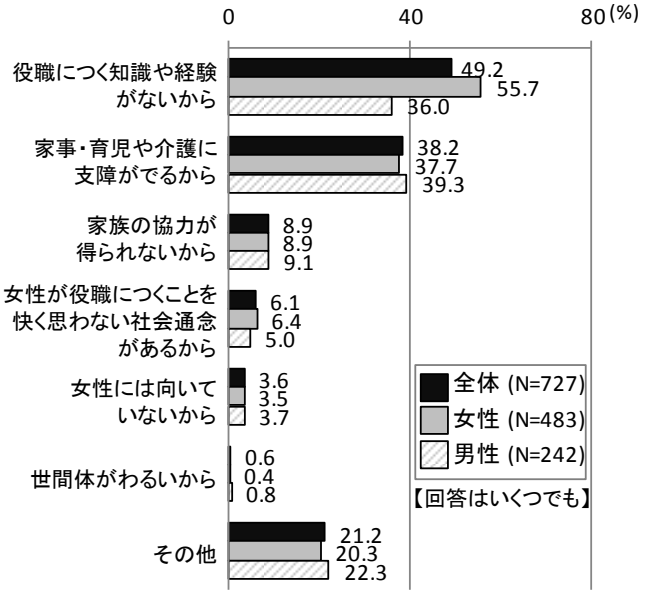

■地域活動で女性リーダーを増やすために必要なこと

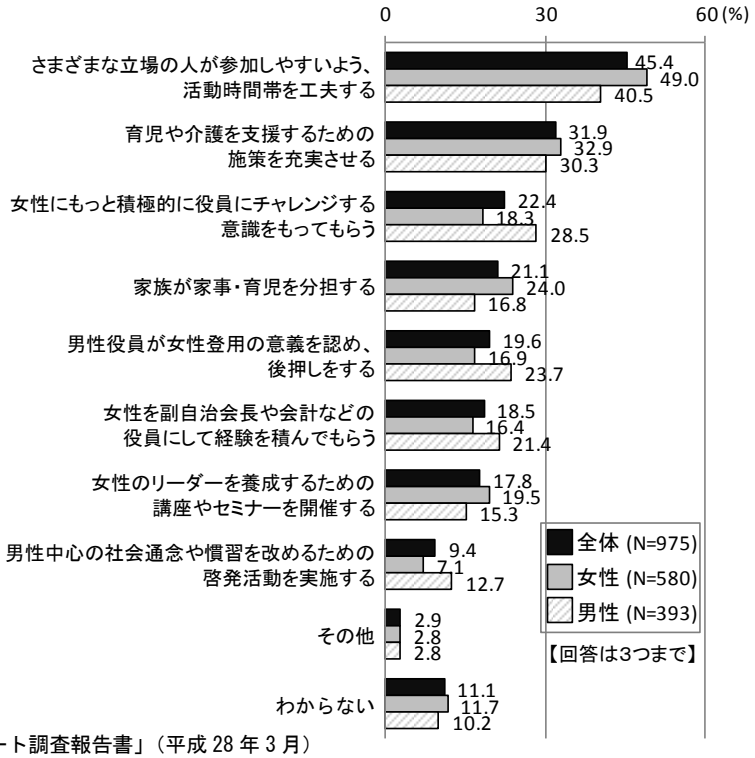

福津市「男女がともに歩むまちづくりに向けたアンケート調査報告書」（平成 28 年 3 月）

計画の推進

基本施策１　模範となり率先して行う市の取り組み

【現状と課題】

「福津市男女がともに歩むまちづくり基本条例」第４条では、市の責務として「市は、基本理念にのっとり、参画促進施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。」と規定されており、市政に関わるそれぞれの職員は、男女共同参画促進の視点で各事業を実施することが求められます。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」では、国・地方公共団体には職員を対象とした特定事業主行動計画の策定が義務付けられており、それは両立支援や女性管理職の登用を公務部門が民間企業に対して率先垂範することが求められています。

公的な広報や出版物は公共性や信頼性が高く、市民へ与える影響が大きいことから、固定的性別役割分担を無意識のうちに助長することがないように男女共同参画の視点で表現を配慮する必要があります。市では、市が発信する広報紙、刊行物、ウェブサイト、ポスター、チラシなどにおける文章やイラストなどに関しての男女共同参画の表現のガイドラインを作成しており、今後もガイドラインを活用していきます。

【施策の方向】

（１）市職員の男女共同参画意識の確立

番号	事業名	事業の概要	担　当	実施年度				
				29	30	31	32	33
77	男女がともに歩むまちづくり条例の市職員への周知徹底	研修等を通じ、「男女がともに歩むまちづくり条例」の市職員への周知徹底を図ります。	男女共同参画推進室	○	○	○	○	○
78	ハラスメント防止対策の推進	「セクハラ防止マニュアル」の周知を図るとともに、ハラスメント防止研修や相談窓口の充実を通じ、ハラスメントを防止する職場づくりを進めます。	男女共同参画推進室 総務課	○	○	○	○	○
79	男女共同参画に関する職員研修の充実	男女共同参画に対する職員の意識改革を図るため、県主催の講座への参加を通じ男女共同参画の視点を持った行政を推進します。	総務課	○	○	○	○	○
80	特定事業主行動計画「み・ら・い行動計画」の推進	「み・ら・い行動計画」の周知を図り、仕事と家庭を両立できる職場環境の整備に努めます。	総務課	○	○	○	○	○
81	男女の職域拡大と女性の管理職への登用促進	職員の必要な能力を高め、資質の向上を図るとともに、すべての職域に男女を問わず配置されるよう職域拡大に努めます。また、能力に応じた女性職員の管理職への登用を促進します。	総務課	○	○	○	○	○
82	男女共同参画の視点に配慮した広報の作成	男女共同参画表現ガイドラインに沿って、男女共同参画に配慮した表現方法の徹底を推進します。	広報秘書課	○	○	○	○	○

【参考資料】

■福岡県内市町村における課長相当職以上の在職状況

順位	市町村名	課長相当職以上総数	うち女性	女性比率（%）	うち一般行政職 課長相当職以上総数	うち一般行政職 うち女性	うち一般行政職 女性比率（%）
1	大刀洗町	15	4	26.7	13	2	15.4
2	糸田町	19	5	26.3	7	1	14.3
3	久山町	12	3	25.0	8	1	12.5
4	那珂川町	31	7	22.6	27	4	14.8
5	筑後市	32	7	21.9	26	5	19.2
6	桂川町	14	3	21.4	13	3	23.1
7	筑紫野市	49	10	20.4	40	5	12.5
8	春日市	48	9	18.8	43	5	11.6
9	広川町	11	2	18.2	8	1	12.5
10	水巻町	17	3	17.6	15	2	13.3
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
14	**福津市**	**40**	**6**	**15.0**	**40**	**6**	**15.0**
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
福岡県計		3,448	371	10.8	2,796	249	8.9

※平成27年４月１日現在（ただし、福岡市は平成27年5月1日現在の数値）
資料：福岡県「平成２７年度福岡県男女共同参画白書」（平成 28 年 3 月）

基本施策２ 推進体制の確立

【現状と課題】

男女共同参画の推進に関する施策は広く多岐にわたり、特定の部署のみで対応することは困難です。多様な施策の整合性を保つために、基盤となる庁内の推進体制を整える必要があります。

市の推進本部では、庁内各課の連携を図り、一元的に施策の進行管理をしています。また、男女共同参画の視点が多様な施策に反映できるよう、各課には男女共同参画推進委員を配置しています。

「福津市男女がともに歩むまちづくり基本条例」第９条の「市長は、参画促進施策の実施状況を明らかにする年次報告書を作成し、これを公表するものとする。」に基づいて、「福津市男女共同参画審議会」による評価・提言を受けながら、年次で施策の実施状況の報告書を公表しています。また、第 11 条「市は、参画促進施策の策定などに必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。」に基づき、定期的な市民意識調査を継続しています。

今後とも、庁内推進体制の機能の強化を目指して、庁内での連携を積極的に進めていきます。

【施策の方向】

（１）庁内推進体制の確立

番号	事業名	事業の概要	担　当	実施年度				
				29	30	31	32	33
83	男女共同参画推進本部体制の充実	全庁一体となったプランの推進役として、進捗状況を調査・評価し、各分野において横断的な進行管理を行います。	男女共同参画推進室	○	○	○	○	○
84	男女共同参画推進委員会の充実	「男女共同参画プラン・ふくつ」の一体的な推進を図るため、各課から1名推進委員を選出し、職員リーダーとして調査研究を行うとともに、各職場での意識啓発を図ります。	男女共同参画推進室	○	○	○	○	○
85	男女共同参画審議会の設置	男女がともに歩むまちづくり基本条例第14条に基づき設置し、プランの進捗状況を点検・評価するとともに、男女共同参画社会の形成促進に関する事項について調査・審議し、政策提言します。	男女共同参画推進室	○	○	○	○	○

（２）プランの進捗管理と情報の公開

番号	事業名	事業の概要	担　当	実施年度				
				29	30	31	32	33
86	男女共同参画推進状況報告書（年次報告書）の作成と公表	男女がともに歩むまちづくり基本条例第9条に基づく年次報告書を作成し、ホームページ等に掲載し市民に公表します。	男女共同参画推進室	○	○	○	○	○
87	男女共同参画促進施策の議会への報告	男女がともに歩むまちづくり基本条例第9条に基づき、毎年、男女共同参画推進事業計画をたて、議会に報告します。	男女共同参画推進室	○	○	○	○	○
88	男女共同参画社会に関する住民意識調査の実施	男女共同参画社会の形成促進に関する市民意識を把握し、施策に反映させるため、定期的に住民意識調査を実施します。	男女共同参画推進室				○	
89	プランの策定・見直し	プランの進捗状況及び住民意識調査の結果等を踏まえプランを見直し、社会情勢に即した計画を策定します。	男女共同参画推進室					○

関　連　資　料

男女共同参画審議会の主な経緯

男女共同参画審議会委員

「第２次男女共同参画プラン・ふくつ」策定に向けた市民ワークショップ

男女共同参画に関する国内外の動き

福津市男女がともに歩むまちづくり基本条例

男女共同参画基本法

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

キーワード

男女共同参画審議会の主な経緯

年	月日	内容
平成28年	７月５日	第１回審議会 〇市長から「第２次男女共同参画プラン・ふくつ」について諮問 〇平成 27 年度男女共同参画推進事業実施状況の確認 〇「第２次男女共同参画プラン・ふくつ」の策定方針、策定スケジュール説明
	８月16日	第２回審議会 〇第２次男女共同参画プラン・ふくつ策定作業について ・ワークショップ形式での討議
	９月27日	第３回審議会 〇基本計画（素案）について
	10 月22日	「第２次男女共同参画プラン・ふくつ」策定に向けた市民ワークショップ実施
	12 月６日	第４回審議会 〇基本計画（素案）について
平成29年	２月15日～３月16日	パブリック・コメント実施
	３月 28 日	第５回審議会 〇パブリック・コメントの結果報告 〇「第２次男女共同参画プラン・ふくつ」案について
	３月 28 日	審議会から市長へ答申

男女共同参画審議会委員

役　職	氏　名	所属等
会　長	樗木　　晶子	学識経験者（九州大学医学部教授）
副会長	髙田　　和久	商工関係（水巻町商工会）
委　員	久保　カヨ子	学識経験者
委　員	坂﨑　　剛	福祉関係（宗像水光会総合病院）
委　員	藤山　　舜	郷づくり協議会
委　員	森　　祥子	郷づくり協議会
委　員	中野　　明	第７期ワーキング会議 （「パパスクール・ふくつ１期生」）
委　員	麻生　　和子	農業者
委　員	古賀　　友子	公募委員
委　員	鈴木　亜希子	公募委員

※順不同、敬称略

任期：第６期（平成 27 年７月１日～平成 29 年３月 31 日）

《諮問》

２８福共第２３号
平成２８年７月５日

福津市男女共同参画審議会
会長　樗木　晶子　様

福津市長　　小　山　達　生

福津市男女共同参画計画について（諮問）

福津市は「福津市男女がともに歩むまちづくり基本条例」に基づき、市、市民、事業者等が連携・協力し合い、性別にかかわりなく、全ての人が尊重され、認め支えあい、自分らしく心豊かに生活できる「男女がともに歩むまち」の実現に向けた取り組みを進めています。

本年度は、「第１次福津市男女共同参画計画（平成 19 年度～平成 28 年度）」の最後の年となります。「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行など、社会情勢の変化に対応し、かつ、昨年実施しました住民意識調査の結果を踏まえ、事業者や市民のみなさんと共働を図りながら、また、第１次計画の推進状況を見直し、実効性のある施策を計画的に推進できるよう策定を行いたいと考えています。

つきましては、「第２次福津市男女共同参画計画（「男女共同参画プラン・ふくつ」）」の策定にあたり、「福津市男女がともに歩むまちづくり基本条例」第 14 条の規定に基づき、貴審議会の忌憚のないご意見ご提案を賜りたくここに諮問します。

なお、勝手ながら下記の期限をもって答申をいただくことができますならば幸いです。

記

答申期限　平成２９年　２月末日

《答申》

平成２９年３月２８日

福津市長　原崎　智仁　様

福津市男女共同参画審議会
会　長　樗　木　　晶　子

「第２次男女共同参画プラン・ふくつ」について（答申）

「福津市男女がともに歩むまちづくり基本条例（平成 17 年 1 月 24 日福津市条例第 90 号）」第 14 条の規定により、平成 28 年 7 月 5 日付 28 福共第 23 号で諮問のあった「福津市男女共同参画計画」について、当審議会は、本市の現状と課題を踏まえ 5 回にわたる積極的かつ慎重なる審議を経て、別添のとおり「第２次男女共同参画プラン・ふくつ（案）」としてまとめたので答申します。

記

福津市においては、「男女共同参画宣言都市」としての役割を十分に理解しながら「福津市男女がともに歩むまちづくり基本条例」の基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に取り組んでこられましたが、昨年度の「男女がともに歩むまちづくりに向けたアンケート調査」の結果からは、意識としては、固定的な性別役割分担に同感しない人が増えてきてはいるものの、依然として性別による固定的な役割分担意識やその意識に根ざした社会の慣習や慣行がいまだに残っている現状が見られます。

男女共同参画に関わることがらの認知度については、ほとんどの項目において前回調査（平成 22 年）から認知度が上がっていますが、わずかであり、「男女共同参画宣言都市・ふくつ」や「福津市男女がともに歩むまちづくり基本条例」についても認知度は約２割となっています。今後は今までの取り組みを継続しながらも、あらゆる機会を捉えて、幅広い周知・啓発、男女共同参画の真の浸透に向けた取り組みを進めることが必要です。

また、平成 23 年 3 月に起こった東日本大震災および平成 28 年 4 月に起こった熊本地震は、私たちの心のあり方を大きく変えた出来事でした。多くの人々の犠牲と、今なお続く被災者の方々のご苦難を思うとき、今こそ、復旧・復興にあたって、性別や年齢を越えて、男女が対等なパートナーとして地域に参画していくことが大切であり、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現こそ、日本再生の根幹であると確信します。

さらには、平成 27 年 9 月に施行された女性活躍推進法では、職業生活における女性の進出を支えていくことがうたわれています。女性の社会進出を支えるためには、男性の家事・育児・介護への参画は欠かせないものであり、それを促すためには、ワーク･ライフ・バランスの実現が求められます。仕事の負担を軽減して時間を作り出し、その時間を家事や育児、介護に向けていけるような働きかけや周知・啓発が必要です。

市長におかれましては、「男女がともに歩むまち・ふくつ」の実現を目指したプランの果たす役割を重く受け止め、社会情勢の変化に柔軟に対応しながら目標の達成に努められるよう切に願っております。

以上

「第２次男女共同３巻プラン・ふくつ」策定に向けた市民ワークショップ

2016（平成28）年12月6日　火曜日　第３回福津市男女共同参画審議会

第２次男女共同参画プラン・ふくつ策定に向けた市民ワークショップ

「福津の未来をいっしょに考えましょう！」

★10月22日（土）、福津市中央公民館研修室にて、市民の皆さんを対象にワークショップを開催しました。当日は、あいにくの雨模様となり、参加人数は８名とやや少なめでしたが、和やかな雰囲気のなかで活発な意見が出されました。ワークショップは２グループに分かれて実施。福岡ジェンダー研究所の武藤桐子先生のファシリテーションで、本日の進め方や第２次プランの体系の概要を学んだあと、各グループで「男女共同参画プラン・ふくつに必要なこと」というテーマで、みなさんで意見を出し合いました。

市民ワークショップ 今日のできごと

15:30	自己紹介
15:35	コウケンテツさんの講演を聞いての感想
15:45	第２次男女共同参画プラン・ふくつで気になること
16:15	第２次プランに必要なこと
16:40	発　表
17:00	終わりに

◆ワークショップは静かな音楽が流れるなかで行われました。まず、アイスブレーキングとして同日13時から行われた料理研究家コウケンテツさんの講演「台所から生まれる料理と笑顔」の感想をお互いに交換しながら、気になったことをテーブル上のクラフト紙に書き込みました。「若い男性、家事をするのが必須という意識。少しずつ変わってきている。」「オキシトシン＝幸せホルモン。健康を保つために野菜。家事・育児は女性？」などの意見がみられ、講演の感想を通して、現状や課題を共有がみられました。

◎「第２次プランで必要なこと」ー各グループで議論を深めていき、第２次プランで必要なことをまとめてもらいました。その結果、「おばあちゃんの知恵講座」「市在住の外国人から学ぶ」「世代間の交流　エンゼルスポットのカフェ！」「子どもだけでなく人権は親子で学ぶ」「市の他の計画との連携が大事。担当職も男女共同参画の視点を」「やりっぱなしにならないように検証が必要」「外国人、障がいのある人など多様な存在を体感できる場が必要」などの意見が各グループから出されました。

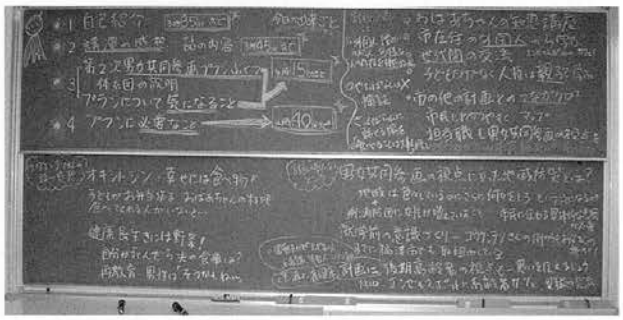

1

◇◆◇◆　市民ワークショップ意見集①　◇◆◇◆

“オキシトシン（幸せホルモン）”

- 美味しく食べる
  →やる気・感謝→九州の発展
- 料理は創造
  →ほめることが大事
  子どものお弁当にお花の卵焼き
  おばあちゃんの煮物
  →ひとり・個食にアプローチ

“参画プラン”

- 近所付き合いがない→孤独感→気軽なサロンが欲しい！
- 駅の子どもステーション→おじいちゃん、おばあちゃんが使えないか
  →場が必要「話すと気がなごむ」
- 孫とおばあちゃんの共有ハウス→どちらもじゃましない関係づくり

- 外国人ご夫婦の共同参画。暮らし方知りたい。福津市の外国人との交流（高齢者）
- 平和をみんなが考える。「隣の人を知る」大切さ！を語る場
- エンゼルスポットを利用した高齢者 Café
- 「自分の健康を考える」予防講座
- 高齢者に暮らしの知恵を学ぶ「おばあちゃんの知恵」講座
- 異世代交流
- 親子で学ぶ人権教育
- 毎日 Café→ファシリテーターがいていろんな人が来て語る

市民のタテ・ヨコ関係づくり事業

◇◆◇◆　市民ワークショップ意見集②　◇◆◇◆

・健康・長寿のために・・・野菜の大切さ“食”
　　→和食ブームだけど野菜はとっていない
・自分（女）が先に死んだら夫の食事はどうなる？
・男性が食の大切さを知ることが大切！
・男女で“地域防災”ってどういこと？担い手→消防団
　　→守る側にも女性がいるヨ
・若い男性
　→家事をするのが必須という意識！
　　→少しずつ変わってきている
・退職後同じ時間いるなら一緒にそれぞれの役割を

わかりやすいことばで

・福津市の他の計画との連携　→男女と他計画との関係ＭＡＰ
・食と学び作る体験
・成果評価の確立と取り組みの開示
　→事業レヴュー（検証）
　→事業評価から予算編成（要求）への確立
・検証カフェ
・多様な人と交流する場
・市民が分かりやすい計画（文章など）。イメージしやすい言葉

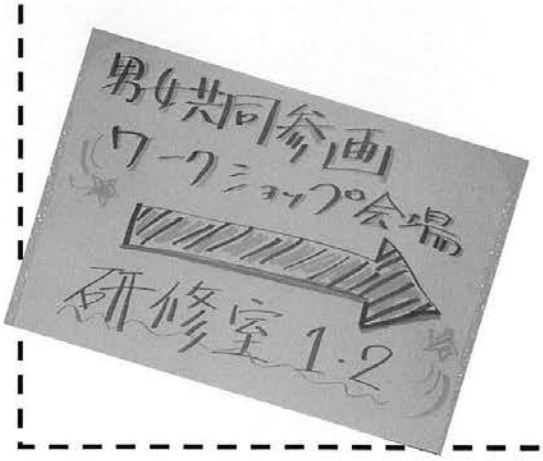

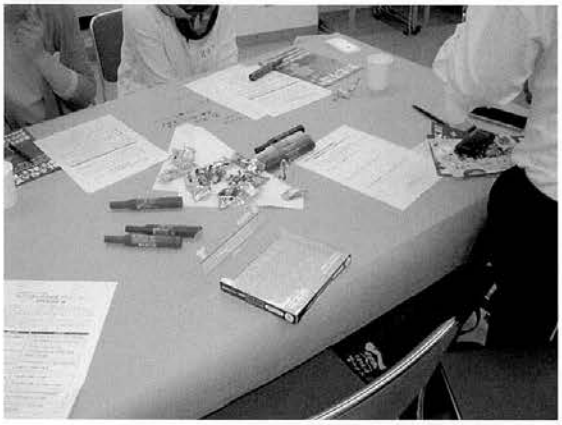

男女共同参画に関する国内外の動き

年		国連の動き	日本の動き	福津市
昭和50年（1975年）		・国際婦人年（目標：平等、発展、平和） ・国際婦人年世界会議（メキシコシティ）「世界行動計画」採択	・婦人問題企画推進本部設置（総理府） ・婦人問題企画推進会議開催	
国連婦人の十年	昭和51年（1976年）	・国際人権規約（社会権規約、自由権規約）発効		
	昭和52年（1977年）		・「国内行動計画」策定	
	昭和54年（1979年）	・国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択	・国際人権規約（社会権規約、自由権規約）批准	
	昭和55年（1980年）	・「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン） ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	・「女子差別撤廃条約」誓約の署名	
	昭和56年（1981年）	・女子差別撤廃条約発効	・「国内行動計画後期重点目標」策定	
	昭和59年（1984年）	・「国連婦人の十年世界会議のためのESCAP（アジア太平洋経済社会委員会）地域政府間準備会議」（東京）		
	昭和60年（1985年）	・「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議（西暦2000年に向けての）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「国籍法」改正 ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准	
昭和61年（1986年）			・婦人問題企画推進本部拡充 ・婦人問題企画推進有識者会議開催	
昭和62年（1987年）			・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
平成元年（1989年）			・学習指導要領改訂（高等学校家庭科の男女必修等）	
平成2年（1990年）		・国連婦人の地位委員会拡大会期「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
平成3年（1991年）			・「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第1次改定）」策定 ・「育児休業法」公布	
平成5年（1993年）		・女性に対する暴力の撤廃に関する宣言が国連総会において採択		・職員で構成する「女性フォーラム」を発足
平成6年（1994年）		・「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議（ジャカルタ）	・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置（政令） ・男女共同参画推進本部設置	・福間町女性問題に関する意識調査実施
平成7年（1995年）		・第4回世界女性会議－平等、開発、平和のための行動（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化）	・女性フォーラム報告書（女性問題解決のための福間町行動計画素案）を提出
平成8年（1996年）			・男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	・福間町女性問題審議会設置 ・審議会から、「女性問題について」中間答申
平成9年（1997年）			・男女共同参画審議会設置（法律） ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「介護保険法」公布	・福間町女性問題審議会から「女性問題解決のための福間町行動計画の具体的な指針」最終報告 ・女性行政推進本部設置
平成10年（1998年）			・男女共同参画審議会から「男女共同参画基本法－男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり－」答申	・「男女共同参画プラン・ふくま」策定
平成11年（1999年）		・ESCAP（アジア太平洋経済社会委員会）ハイレベル政府間会議（バンコク） ・女子差別撤廃条約「選択議定書」採択	・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「食料・農業・農村基本法」の公布・施行（女性の参画の促進を規定）	・企画調整課に女性政策係設置 ・「福間町職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規定」制定
平成12年（2000年）		・国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク） ・「選択議定書」発動（批准10ヶ国）	・「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布・施行 ・「児童虐待の防止等に関する法律」公布・施行	・「福間町職員旧姓使用取扱規定」制定 ・審議会等設置条例にクォータ制の導入開始
平成13年（2001年）			・男女共同参画会議設置（内閣府） ・男女共同参画局設置（内閣府） ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・一部施行 ・第1回男女共同参画週間	・男女共同参画社会に関する住民意識調査実施 ・「福間町男女がともに歩むまちづくり基本条例」制定（12月21日）

年	国連の動き	日本の動き	福津市
平成14年 （2002年）		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」全面施行	・「福間町男女がともに歩むまちづくり基本条例」施行（4月1日） ・「附属機関の委員の委嘱基準等に関する規程」にクオータ制について明記 ・「女性政策係」→「男女共同参画係」（組織改正） ・「女性問題審議会」→「男女共同参画審議会」 ・「女性行政推進本部」→「男女共同参画推進本部」（名称変更） ・【旧津屋崎町】男女共同参画計画策定審議会設置
平成15年 （2003年）		・ 男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 ・「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 ・「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」公布・施行 ・「少子化社会対策基本法」公布・施行	・「男女共同参画宣言都市」を宣言（9月20日内閣府の奨励事業で記念式典実施） ・【旧津屋崎町】男女共同参画社会に向けての意識調査実施
平成16年 （2004年）		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「育児・介護休業法」改正	・「全国男女共同参画宣言都市サミットinみと」で共同宣言
平成17年 （2005年）	・ 第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京＋10」世界閣僚級会合）（ニューヨーク）	・ 男女共同参画会議「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」答申 ・ 男女共同参画会議「男女共同参画基本計画の変更について」答申 ・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定	・ 1月24日「福津市」誕生（合併により市制施行） ・「福津市男女がともに歩むまちづくり基本条例」施行（1月24日） ・ 総合政策部に男女共同参画推進室設置 ・ 福津市男女共同参画推進本部設置 ・ 福津市男女共同参画審議会設置 ・ 男女共同参画社会に関する住民意識調査実施
平成18年 （2006年）	・ 女子差別撤廃条約・選択議定書批准国78カ国に	・「男女雇用機会均等法」改正 ・ 第1回東アジア男女共同参画大臣会合の開催	・ 審議会に「福津市男女共同参画計画について」諮問
平成19年 （2007年）		・「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・ 審議会から「福津市男女共同参画計画について」最終答申 ・「男女共同参画プラン・ふくつ」策定
平成20年 （2008年）		・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定	・「男女共同参画宣言都市・ふくつ」5周年記念事業 ・「ふくつ女性ホットライン」開設
平成21年 （2009年）		・ 男女共同参画シンボルマーク決定 ・「育児・介護休業法」改正	・ 男女共同参画学習資料（「男らしく？女らしく？いいえ、自分らしく」）作成
平成22年 （2010年）	・ 第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）閣僚級会合開催（ニューヨーク）	・「男女共同参画基本計画（第３次）」策定	・ 男女共同参画に関する住民意識調査実施 ・「子どもと楽しむ絵本たち」（男女共同参画の視点で選ぶ絵本紹介冊子）作成
平成23年 （2011年）	・ UN Women発足		・ 審議会に「福津市男女共同参画計画について」諮問
平成24年 （2012年）	・ 第1回女性に関するASEAN閣僚級会合開催（ビエンチャン）	・「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定	・ 審議会から「男女共同参画プラン・ふくつ後期実施計画について」答申 ・「男女共同参画プラン・ふくつ後期実施計画」策定
平成25年 （2013年）		・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	・「男女共同参画宣言都市・ふくつ」10周年記念事業
平成26年 （2014年）	・ 第58回国連婦人の地位委員会（CSW）開催 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」採択	・「次世代育成支援対策推進法」改正	
平成27年 （2015年）	・ 第59回国連婦人の地位委員会(北京+20）記念会合開催	・ 第３回国連防災世界会議（仙台） 「仙台防災枠組2015-2030」採択 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 ・「男女共同参画基本計画（第４次）」策定	・ 男女共同参画に関する住民意識調査実施 ・ 男女共同参画学習資料（「男らしい 女らしい みんな違うよ 自分らしい」）改訂
平成28年 （2016年）			・ 審議会に「福津市男女共同参画計画について」諮問
平成29年 （2017年）			・ 審議会から「第２次男女共同参画プラン・ふくつについて」答申 ・「第２次男女共同参画プラン・ふくつ」策定

福津市男女がともに歩むまちづくり基本条例

平成 17 年 1 月 24 日
条例第 90 号

目次

第 1 章　総則(第 1 条―第 7 条)
第 2 章　基本的施策等(第 8 条―第 13 条)
第 3 章　男女共同参画審議会(第 14 条・第 15 条)
第 4 章　雑則(第 16 条)
附則

個人の尊重と両性の平等は、何にもまして最高の価値があり、個人のみならず社会の豊かさを求めるためにも不可欠な事柄です。我が国の憲法はもとより、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」も、このことを高らかにうたっています。

しかしながら、現実には性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会の制度、慣行が未だに根強く残っており、両性の自由な活動や生き方の選択を妨げる要因となっています。

このような状況の下で、少子高齢化が急速に進んでおり、それが社会に及ぼす影響は極めて大きいのです。

こうした現状を踏まえ、男女がともに自由に自らの生き方を選択でき、その選んだ価値を実現できるよう真摯に取り組む豊かな成熟した社会の実現を目指して、この条例を制定します。

第 1 章　総則

（目的）

第 1 条　この条例は、福津市(以下「市」という。)における男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「参画促進施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、性別にかかわりなく、全ての人が尊重され、認め支えあい、自分らしく心豊かに生活できる「男女がともに歩むまちづくり」の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担う社会をいう。

(2) 積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。

(3) 市民　住民登録にかかわらず、市に住む人、市で働く人、市で学ぶ人などをいう。

(4) 事業者等　市内において、公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業や活動(以下「事業・活動」という。)を行うものをいう。

(5) 審議会等　市の政策や方針について審議する機関で、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 に規定する附属機関及びこれに準ずる機関をいう。

(6) クオータ制　審議会等の委員の数が、男女のいずれかに偏らないように、比率を定めることをいう。

（基本理念）

第 3 条　市、市民及び事業者等は、男女共同参画社会の形成に関し、次の各号に掲げる事項を基本理念として、「男女がともに歩むまちづくり」を推進する。

(1) 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的であると間接的であるとにかかわらず性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女ともに個性が尊重され能力を発揮する機会が確保されることなど、男女の人権が尊重されるよう行わなければならない。

(2) 男女共同参画社会の形成にあたっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできるだけ中立なものとするように配慮しなければならない。

(3) 男女共同参画社会の形成にあたっては、市は、政策や方針の決定過程に、事業者等は、事業・活動の方針決定過程に、男女が社会の対等な構成員としてともに参画する機会を確保するようにしなければならない。

(4) 男女共同参画社会の形成は、男女が、ともに家族的責任を持ち、相互の協力と社会の支援を受けながら、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場における活動に、対等に参画できるよう行わなければならない。

(5) 男女共同参画社会の形成は、男女の対等な関係の下に互いの性を理解し、健康に配慮するとともに、生涯にわたる性と生殖に関して、自らが決定する権利を十分に尊重し行わなければならない。

(6) 男女共同参画社会の形成にあたっては、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場から暴力や虐待、他の者を不快にさせる性的な言動を根絶しなければならない。

(7) 男女共同参画社会の形成は、国際社会における取り組みと密接な関係を有していることを考慮して行わなければならない。

（市の責務）

第 4 条　市は、基本理念にのっとり、参画促進施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2　市は、参画促進施策を実施するため、必要な条例上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

3　市は、男女共同参画社会の形成の促進について、市民、

事業者等の理解が深まるよう、必要な啓発活動や学習機会の充実などに積極的に努めなければならない。
4 市は、審議会等を設置するにあたり、条例等にクオータ制を規定するなど、男女がともに、政策や方針の決定過程に参画できる機会を確保しなければならない。
5 市は、参画促進施策を実施するにあたり、国、他の地方自治体及び関係団体との連携に努めなければならない。

（市民の責務）
第 5 条 市民は、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会を実現するため、自立する意欲を持って、積極的かつ主体的に取り組むとともに、市が実施する参画促進施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者等の責務）
第 6 条 事業者等が事業・活動を行うにあたっては、基本理念にのっとり、男女共同参画社会を実現するため、積極的に取り組むとともに、市が実施する参画促進施策に協力するよう努めなければならない。
2 事業者等は、男女が家庭と就業や活動を両立できる環境の整備に努めなければならない。
3 事業者等が市と工事請負などの契約を希望し業者登録をする場合は、男女共同参画の推進状況を届け出なければならない。

（男女がともに歩むまちづくり推進モデル）
第 7 条 市長は、前 2 条の規定による責務を顕著に遂行している市民、事業者等に対し、第 3 章に規定する男女共同参画審議会の意見を聴いて、「男女がともに歩むまちづくり推進モデル」として推奨することができる。

第 2 章 基本的施策等

（基本計画）
第 8 条 市は、男女共同参画社会の形成の促進を図るため、基本的な計画(以下「計画」という。)を策定し、総合的かつ計画的にこれを推進するものとする。

（年次報告等）
第 9 条 市長は、参画促進施策の実施状況を明らかにする年次報告書を作成し、これを公表するものとする。
2 市長は、毎年、前項の報告書に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して、講じようとする参画促進施策を明らかにした文書を作成し、これを議会に提出するものとする。

（相談窓口の設置）
第 10 条 市は、男女共同参画社会の形成の促進を阻害する問題の解決を図るため、相談窓口を置くものとする。
2 市は、前項の相談を受けた場合、他の関係機関等と連携し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

（調査研究）
第 11 条 市は、参画促進施策の策定などに必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

（国際的協調のための措置）
第 12 条 市は、男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互連携協調を円滑に図るための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業者等に対する支援）
第 13 条 市は、事業者等が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画審議会

（男女共同参画審議会）
第 14 条 男女共同参画社会の形成を図るため、福津市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置くものとする。
2 審議会は、この条例に定める事項のほか、計画の推進状況を点検、評価するとともに、市長の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議し、市長に答申するものとする。

（組織等）
第 15 条 審議会は、市長が委嘱する 10 人以内の委員で組織する。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
2 審議会の委員の任期は 2 年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 審議会の委員は、再任されることができる。
4 前 3 項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

第 4 章 雑則

（委任）
第 16 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 1 月 24 日から施行する。

男女共同参画社会基本法

（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）
最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目次

前文
第 1 章　総則（第 1 条―第 12 条）
第 2 章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条―第 20 条）
第 3 章　男女共同参画会議（第 21 条―第 28 条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章　総則

（目的）

第 1 条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

⑵　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか 1 方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第 6 条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の 1 員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第 7 条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第 8 条　国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 9 条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第 10 条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第 11 条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第 12 条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提

出しなければならない。

第 2 章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）
第 13 条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。
2　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
⑴　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
⑵　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
3　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
5　前 2 項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）
第 14 条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
2　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
⑴　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
⑵　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
3　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
4　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）
第 15 条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）
第 16 条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）
第 17 条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）
第 18 条　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）
第 19 条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）
第 20 条　国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章　男女共同参画会議

（設置）
第 21 条　内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）
第 22 条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
⑴　男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
⑵　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
⑶　前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
⑷　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）
第 23 条　会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

（議長）
第 24 条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2　議長は、会務を総理する。

（議員）
第 25 条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。
⑴　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
⑵　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
2　前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

３　第１項第２号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
４　第１項第２号の議員は、非常勤とする。
（議員の任期）
第 26 条　前条第１項第２号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　前条第１項第２号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）
第 27 条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
２　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）
第 28 条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）
第１条　この法律は、公布の日から施行する。
（以下略）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

（平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号）

目次

第一章総則（第一条―第四条）
第二章基本方針等（第五条・第六条）
第三章事業主行動計画等
第一節事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節一般事業主行動計画（第八条―第十四条）
第三節特定事業主行動計画（第十五条）
第四節女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）
第四章女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条―第二十五条）
第五章雑則（第二十六条―第二十八条）
第六章罰則（第二十九条―第三十四条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3　女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条　事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章　基本方針等

（基本方針）

第五条　政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二　事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三　女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ　職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四　前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3　内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5　前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条　都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2　市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3　都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章　事業主行動計画等

第一節　事業主行動計画策定指針

第七条　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2　事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節　一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条　国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2　一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　計画期間

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7　一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8　第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条　厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条　前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2　何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条　厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一　第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二　この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三　不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十二条　承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2　この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すこ

とができる。
4　承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
5　職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
6　職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
7　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
第十三条　公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）
第十四条　国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節　特定事業主行動計画

第十五条　国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。
2　特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　計画期間
二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
3　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
4　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
5　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
6　特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
7　特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節　女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）
第十六条　第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
2　第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。
（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）
第十七条　特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）
第十八条　国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
2　地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
3　地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
4　前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）
第十九条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
（国等からの受注機会の増大）
第二十条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
2　地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）
第二十一条　国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）
第二十二条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）
第二十三条　当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。
2　協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
3　協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
一　一般事業主の団体又はその連合団体
二　学識経験者
三　その他当該関係機関が必要と認める者
4　協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
5　協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
（秘密保持義務）
第二十四条　協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）
第二十五条　前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章　雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）
第二十六条　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）
第二十七条　第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）
第二十八条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章　罰則

第二十九条　第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
第三十条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
一　第十八条第四項の規定に違反した者
二　第二十四条の規定に違反した者
第三十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
一　第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
二　第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
三　第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者
第三十二条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一　第十条第二項の規定に違反した者
二　第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
三　第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
第三十三条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
第三十四条　第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から施行する。
（以下略）

キーワード

●男女共同参画社会

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第２条）。

●共働

市民や地域、ＮＰＯ・ボランティア団体等と行政が情報や課題を共有し、共に力を合わせて行動すること。福津市では「対等な立場で一緒に」という意味を込めて「共働」という表記に統一している。

●クオータ制

ポジティブ・アクションの手法の１つで、審議会等の委員の数が、男女のいずれかに偏らないように、比率を定めることをいう。福津市では「附属機関の委員の委嘱基準等に関する規程」で“男女のいずれか一方の委員の数は、原則として委員総数の１０分の３未満であってはならない”と明記している。

●ジェンダー（社会的性別）

生まれついての生物学的性別（セックス／sex）に対して、社会通念や慣習の中では、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「ジェンダー／gender（社会的性別）」という。「ジェンダー（社会的性別）の視点」とは、「ジェンダー」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうという視点。

●ジェンダーギャップ指数（ＧＧＧＩ）

スイスのジュネーブに本部を置く民間団体「世界経済フォーラム」が毎年発表している各国内の男女間の格差を示す指標。健康、教育、経済参加、政治参加の４分野について国連統計などを基に算出されており、日本は 2016 年時点で 144 か国中 111 位となっている。

●性別役割分担意識

「男だから、女だから」という性別を根拠とした理由をもとに役割を固定的に分けること。例えば「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的な業務」などがあげられる。

●セクシュアル・ハラスメント

性差別によって職場や学校で起きる性的ないやがらせを指す。相手が望まない性的な言動をすることであり、身体に不必要に触れたり、性関係を迫ったり、性的なうわさを広めたり、多くの人の目に触れる場所にわいせつな写真を掲示することなどが含まれる。近年、

マタニティ・ハラスメント（妊娠・出産を理由とするいじめや嫌がらせ）やモラル・ハラスメント（言葉の暴力や相手の存在を無視するなど人間としての尊厳を傷つける暴力）など、様々なハラスメントが社会問題となっている。

●性的マイノリティ

性的少数者、性的少数派などと訳される。性別違和感がなく異性を愛する人が多数者であることに対し、レズビアン（Ｌ：女性同性愛者）、ゲイ（Ｇ：男性同性愛者）、バイセクシュアル（Ｂ：両性愛者）、トランスジェンダー（Ｔ：生まれたときの性別にとらわれずに生きたい人）などの人たち（ＬＧＢＴ）を総称して使うことが多い。ひとくくりにされがちだが、「同性カップルは法的な婚姻関係になれない」「トランスジェンダーはトイレや更衣室を使いづらい」などそれぞれに課題は異なる。

●ドメスティック・バイオレンス

配偶者（パートナー）や恋人からの暴力。広義では、女性、子ども、高齢者等、家庭内弱者への「くり返し行われる身体的虐待、心理的虐待、基本的ニーズの剥奪、性的虐待」を示す。

●リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）

「女性の性と生殖に関する健康と権利」の確立にかかわる包括的な考え方。平成６年の国際人口・開発会議において提唱され今日個人、特に女性の人権の１つとして認識されるにいたっている。その中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足いく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが望まれて健康に生まれ育つこと等が含まれている。

●家族経営協定

家族経営が中心の農業における女性の地位向上や後継者の確保、民主的な家族関係の確立を目指して、農業経営を担っている家族が話し合い、農業経営の方針、収益の分配方法、労働時間や休日等の就労条件、経営移譲などについてのルールを文書で取り決めたもの。

●福津市職員「み・ら・い行動計画」

「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に即して策定した特定事業主行動計画。全ての職員を対象としており、「仕事の時間」と「自分の生活の時間」のバランスがとれるような「働き方の見直し」や「仕事と子育ての両立」を支える体制づくりなどを進めている。

●ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

第２次男女共同参画プラン・ふくつ

平成 29 年３月

福津市　市民部　男女共同参画推進室

〒811-3293　福岡県福津市中央１丁目１番１号

TEL　0940-43-8116／　FAX　0940-43-3168

E-mail：danjo@city.fukutsu.lg.jp